

9月13日（金）

令和 6 年 9 月 13 日 (金 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (38名)

2番	渡辺正剛	(国富町・綾町の将来を考える会)
3番	永山敏郎	(県民連合立憲)
4番	今村光雄	(公明党宮崎県議団)
5番	工藤隆久	(同)
6番	荒神稔	(宮崎県議会自由民主党)
7番	福田新一	(同)
8番	本田利弘	(同)
9番	山内いっとく	(同)
10番	山口俊樹	(同)
11番	下沖篤史	(同)
12番	齊藤了介	(同)
13番	濱砂守	(同)
14番	黒岩保雄	(緑風会)
15番	脇谷のりこ	(親和会)
16番	松本哲也	(県民連合立憲)
17番	山内佳菜子	(同)
18番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
19番	二見康之	(宮崎県議会自由民主党)
20番	日高博之	(同)
21番	後藤哲朗	(同)
22番	佐藤雅洋	(同)
23番	日高陽一	(同)
24番	安田厚生	(同)
25番	内田理佐	(同)
26番	川添博	(同)
27番	凶師博規	(無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井本英雄	(自民党同志会)
30番	岩切達哉	(県民連合立憲)
31番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	山下寿	(同)
34番	外山衛	(同)
35番	武田浩一	(同)
36番	丸山裕次郎	(同)
37番	中野一則	(同)
38番	山下博三	(同)
39番	野崎幸士	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	平居秀一
監査事務局長	坂元修一
人事委員会事務局長	田村伸夫

事務局職員出席者

事務局局長	小牧直裕
事務局次長	海野由憲
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課長補佐	松本英治
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也

◎ 一般質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。通告に従いお伺いしてまいります。まずその前に、今回、台風第10号で被災された多くの皆様に心よりお見舞いを申し上げ、そして一日も早い復興をお祈りしたいと思いません。

それでは、知事の政治姿勢からお伺いしてまいります。

私は今年5月、県議会防衛議員連盟の役員研修で、沖縄市、石垣市のそれぞれの駐屯地と、併せて石垣市役所を訪問させていただきました。

石垣島は、沖縄県那覇市から約400キロ離れた八重山諸島の中心にあり、その北側約170キロの海上には、厳重な警戒監視が行われている尖閣諸島が位置しております。

我が国の防衛体制は、中国の海洋進出や北朝鮮のミサイル発射実験などを念頭に、日本の南西地域で自衛隊を増強する、いわゆる南西シフトが進み、ここ10年間に、奄美大島、宮古島、石垣島をはじめ、新たな駐屯地が次々と新設されております。

石垣市役所での意見交換では、自衛隊の受入れは国策で策定されており、住民感情に配慮しながらの難しい判断であったこと、尖閣諸島は

我が国固有の領土である点を強調されていたことなどが印象的でありました。

石垣島に配属された自衛隊員とも話をしましたが、隊員は国民を守るという強い使命感を持って任務に当たっている一方、ふだんは地元のものを食べ、仲間と笑顔で語り、仲よく暮らしている普通の若者であります。

私が一番に感じたことは、こういった将来のある若者を死なせてはならない、絶対に戦争してはいけないとの思いでありました。

また、先月には上京の機会があり、靖国神社を参拝しました。靖国神社への参拝は、様々な見方があることは承知しておりますが、私は純粹に戦争で亡くなられた方の霊を弔い、二度と戦争をしてはいけないという思いだけであります。

参拝した後には、靖国神社の敷地内に併設されている遊就館という展示施設にも立ち寄りました。遊就館には、亡くなられた方の遺書や遺品などが展示されております。その中で、22歳の海軍中尉の遺書の一文を紹介いたします。

「明朝、出撃と決定。俺の名前も出た。何をやる間もない。心残りは、面会もできず、休暇もなく出撃すること。家の人は恐らくこれ以上であろう。しかし、これが戦の姿である。父上、母上、兄上、ここまで書くと涙が出る」。

20代の前途ある若者にこういった思いを二度とさせてはなりません。

特に宮崎県出身の自衛隊員は、全国の自衛隊員22万7,800人中6,688人と、2.9%を占めます。本県人口の全国に占める割合は0.8%ですので、自衛隊員の本県出身者の割合は非常に高くなっております。

本県には、陸上自衛隊都城駐屯地、えびの駐屯地、航空自衛隊新田原基地、海上自衛隊えび

の送信所、航空自衛隊高畑山分屯基地、そして総合的な窓口でもあります宮崎地方協力本部を含め、6か所の自衛隊施設がありますので、そのことも本県出身者が多い理由かもしれません。

いずれにしても、戦争となると、本県出身の自衛隊員をはじめ、多くの犠牲者が出ることは想像に難くありません。戦争の道を進まないために、今の私たちに何ができるのか、そのことを日々、自問自答いたしております。

こういった思いを市町村議員の方とも議論していたところ、今年度に入って、その輪が県内全市町村へと広がりました。恐らく全国で初めてだと思いますが、防衛議連を全26市町村に立ち上げることができました。

全市町村に防衛議連を立ち上げた理由としては、5点あります。まず1つ目に、南西諸島における緊張が高まっていること、2つ目に、本県には6か所の極めて重要な自衛隊の基地があること、3つ目に、今年度、新田原基地にF-35Bの配備が決定されていること、4つ目に、過去には、口蹄疫や鳥インフル、大規模災害により災害救助等、本県は自衛隊との関わりを最も必要としていること、5つ目に、本県には、先ほども述べましたが、陸海空の自衛隊員が数多くいることであります。

市町村も含めた防衛議連の会員数は304名、加入率72.4%と、多くの議員の方に加入していただきました。今後は、市町村議会も含めた仲間と自衛隊の活動の後方支援等、防衛議連の役割をしっかりと担ってまいり所存であります。

そこで、知事にお尋ねいたします。知事は防衛協会会長に就任されておりますが、自衛隊をどのように評価されておられるのか、また、県内26市町村の防衛議員連盟との連携についてお伺い

いたします。

来年、戦後80年を迎えます。「戦争をするべきではない」、これは皆さん共通の認識だと思いますが、戦争の悲惨さをこれからの時代を生きていく若者に伝えていくことは、現役世代の責任であります。

私自身、ここにいらっしゃる皆さんと同様、戦争体験はありません。したがって、経験談として戦争を語ることはできませんが、戦争を知らない世代が大多数を占める中、若者に戦争の悲惨さを伝えていく取組、平和教育が非常に重要だと考えます。

そこで、教育長にお伺いいたします。若者に戦争の悲惨さを伝えるための小中学校等における校外での平和学習の取組についてお伺いいたします。

先月8日に、日向灘沖で最大震度6弱の地震が発生しました。南海トラフ地震臨時情報が初めて出され、毎日のニュースが南海トラフ地震一色となった印象でありました。

先日、東京で兵庫県立大学の木村教授のお話を伺いましたが、大変ショッキングな内容でありました。能登半島地震では、自衛隊をはじめ全国から多くの応援がありました。南海トラフ地震では、多くの県が被災し、その中には人口の多い県もあることから、宮崎には多くの応援は来てくれないというものでありました。

実際に、中央防災会議幹事会が決定した「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」での部隊投入の比率は、被害想定の大きな10県のうち、静岡、愛知、三重の中部地方に4割、近畿地方の和歌山に2割、徳島、香川、愛媛、高知の四国に3割、大分、宮崎の九州地方に合わせて1割しか来てくれないということが公表されました。

しかし、先ほども申し上げたとおり、本県には6か所の自衛隊施設があり、南海トラフに備え、自衛隊としっかりと連携していくことが重要だと考えます。

そこで、知事にお尋ねいたします。8月8日の震度6弱の地震を受けて、南海トラフ地震や日向灘地震にどう備えていくのか、また、自衛隊との連携について、知事のお考えをお伺いいたします。

あわせて、危機管理統括監にもお尋ねいたします。南海トラフ地震が40年以内に90%の確率で発生することが想定される中で、南海トラフ地震臨時情報を含め、県民にどのように周知を図っていくのかお尋ねいたします。

以上、壇上からの質問とし、以下は質問者席からとします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、自衛隊の評価等についてであります。

自衛隊は、我が国の平和と独立を守るという重要な使命を担うとともに、大規模災害時における救援活動においても、大きな役割を果たしていただいているものと認識しております。

特に本県では、一昨年(令和5年)の台風第14号をはじめとする風水害や、口蹄疫、鳥インフルエンザ発生時においても、迅速かつ多大なる支援をいただくなど大変お世話になっておりまして、その存在を頼もしく感じているところであります。

私もそういう諸活動に対する感謝の思いを持って防衛協会の会長を務めております。その点においては、防衛議員連盟の皆様と同じ思いだと考えております。

また、議員から御指摘がありましたが、本県は人口比で言うと、全国有数の隊員の輩出県となっております。しっかりと隊員の諸活動を支

援していきたい、そういう思いでございます。

議員の御尽力によりまして、防衛議員連盟が全市町村にまで広がりを見せたというのは、全国的にも例を見ないものではないかと、これまでの活動には大変御苦労があったことと思いますが、深く敬意を表するものであります。

今後、県内の防衛議員連盟の皆様とも連携しながら、また、自衛隊協力団体とも力を合わせて、災害対応等の自衛隊の諸活動を共に支援してまいりたいと考えております。

次に、地震への備え、自衛隊との連携についてであります。

今回の地震では、初めて南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、改めていつ巨大地震が発生してもおかしくないという強い危機感を抱いたところであります。

また、御指摘のように、東日本大震災と比べても、南海トラフ地震では、極めて広範囲において、同時多発的に甚大な被害が発生いたしますので、全国からの応援も分散せざるを得ないと、そのような緊張感を我々は持つておく必要があるかと考えております。

県ではこれまで、津波避難施設等の整備に加え、県民に対する建物の耐震化、早期避難、必要な物資の備蓄などの啓発や、自衛隊をはじめとする関係機関との訓練実施など、ソフト・ハード両面において、地震への備えを進めてまいりました。

これらの対策を実施した後においても、南海トラフ地震では、多数の人的被害が発生するという想定がなされておりまして、効果的な救命・救助を実施するためには、自衛隊などとの連携が不可欠でありますことから、平素から顔の見える関係の構築に努めているところであります。

また、昨年度の県総合防災訓練では、自衛隊と関係機関が協力し、海上からの物資輸送訓練や、大型輸送ヘリで移動電源車を空輸する訓練を実施したほか、本年度は災害時のヘリ運用に関する覚書を自衛隊等と締結するなど、さらに実効性を高める取組を行っているところであります。

今後とも、自衛隊と連携を図り、県民の命を守る防災体制の強化を進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○危機管理統括監（児玉憲明君）〔登壇〕 お答えします。臨時情報の周知等についてであります。

今回、初めて発表された南海トラフ地震臨時情報については、その仕組みや取るべき行動が十分に伝わりやすく、県民の方に分かりやすい周知を行う必要があります。

臨時情報に関しては、現在、国において検証作業が行われており、今後、その検証結果を踏まえ、周知の在り方を検討してまいります。

また、今年度は、学校現場における個々の災害リスクに応じた防災教育や訓練、スポーツ競技団体と連携して行う津波避難アプリを活用した実効性のある避難訓練等を通じて、南海トラフ地震への備えについて普及・啓発を図ってまいります。

さらに、防災士の出前講座等を活用した臨時情報を含む啓発事業について、改めて今議会にお諮りし、周知の強化を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○教育長（黒木淳一郎君）〔登壇〕 お答えします。平和学習についてであります。

平和な未来を実現するためには、その担い手となる子供たちに、平和学習を行うことが大変重要であると考えております。

特に、実社会にじかに触れることのできる校外での学習は、戦争の悲惨さや平和の尊さを実感し、先人への感謝と「絶対に戦争はいけない」との思いを強くするなど、教科書では得られない教育的効果が高いと認識しております。

そのため、県内の小中学校等では、地域の戦没者慰霊碑を見学し、戦争体験者から直接話を聞く学習や、修学旅行で知覧や長崎を訪れ、特攻隊の遺書を読んだり、被爆当時の痕跡を実際に見る学習が行われておりまして、コロナ禍におきましても、このような学習は継続されたところであります。

今後とも、平和を守ることの大切さを子供たちがしっかり継承できるよう、平和学習に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○山下博三議員 それぞれ答弁ありがとうございました。

冒頭、石垣島や台湾有事の話を申し上げましたが、有事に備え、国全体での国民保護の取組も重要と考えます。

国民保護の訓練では、市町村単位での住民避難を実施してはいますが、県をまたいで動きは、これまでなかなか進んでおりませんでした。しかし、国際的な緊張が高まる中で、現実問題として、各県で連携した広域的な取組を進めることが必要になってきております。

台湾有事を含め、沖縄の先島諸島から住民が避難し、九州各県で受け入れる想定で準備が進められているようですが、これまでの経緯や課題、現在の対応状況について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今回の避難住民受入れ計画は、国と沖縄県が共同で実施してまいりました、先島諸島からの住民避難の図上訓練を発展させる形で、一つの想定として九州・山口各県

を避難先とし、受入れの計画を作成するよう、九州知事会に対し、林官房長官から依頼があったものであります。

なお、国からの説明では、本計画は台湾有事など特定の有事を想定したものではなく、また、有事の際に、九州・山口各県で受け入れることが確定しているわけではないと、そのような説明を受けております。

今年度は避難当初の約1か月を想定した初期的な計画を作成することとなっております。計画に盛り込む上で整理すべき課題としては、ホテル等の収容施設の提供、それに伴う食料品や生活必需品等関係物資の調達、さらには避難住民の健康管理など、様々なものがございます。

現在は、避難住民の移送手段の確保や、避難してこられた際の拠点となる施設の選定等を進めているところであります。引き続き、国や沖縄県、九州・山口各県と緊密に連携し、計画の策定に取り組んでまいります。

○山下博三議員 ありがとうございます。

知事に要望を申し上げておきたいと思うんですが、南九州の陸上自衛隊を統括する組織として、熊本に第8師団があります。師団長には、先月新たに徳永師団長が着任されました。それ以前は都城出身の青木師団長が就任されていて、「何かあったらすぐ宮崎に駆けつける」とおっしゃっていただいております。

これからも新しい師団長の下、本県に襲いかかる様々な困難を乗り越えるために、引き続きしっかりと連携を図っていく必要があると考えます。それは我々防衛議員連盟のメンバーも同じ気持ちであります。知事には先頭に立って取り組んでいただくようお願い申し上げます。

そして、来年の1月14日、第19回九州・沖縄防衛議員連盟連絡協議会総会が宮崎で開催されますので、ぜひ御出席をお願いしておきたいと思っております。

次に、農政問題について、農政水産部長にお伺いしてまいります。

まず、地球温暖化が進む中、本県農業の暑熱対策についてお伺いいたします。

今年の暑さは特に異常だと、ほとんどの方が感じられたと思います。命に危険を及ぼす暑さで、外出を控えるアラートが連日発信されておりました。

そのような中、私は本県の基幹産業の農業にどのような影響が出ているのか調べてみました。まず、気温が34度C以上になると、私たちは息苦しさを感ずる状況だそうではありますが、都城市では、34度C以上の日が昨年7月は6日ありました。今年は18日、3倍になります。昨年の8月は3日で、今年は23日と、何と8倍に激増しております。

先日の新聞紙上に、気象庁は、今年の夏、6月から8月の日本の平均気温が平年を1.76度C上回ったと発表しました。今から126年前の1898年の統計開始以降で最高であった昨年に並び、2年連続で最も暑い夏になったと報道されておりました。

この異常気象が続く中、気候変動に対応する総合農業試験場の取組についてお伺いいたします。

○農政水産部長(殿所大明君) 近年、これまでに経験したことのない気象災害や地球温暖化などにより、農業が影響を受けていることから、第八次農業・農村振興長期計画において、「新防災」をキーワードに様々な取組を進めております。

特に、温暖化への対応につきましては、試験場に設置した農水産業温暖化研究センターにおいて、「暑さから守る」「暑さを活かす」「温暖化を抑える」の3つの視点で研究を進めております。

具体的には、ミストの冷却効果による菊の高温障害対策、ライチの生産技術や温室効果ガスの排出を抑制する水稻の栽培技術の開発などに取り組んでおります。

今後、あらゆる危機事象に負けない農業を目指し、危機感を持って取り組んでまいります。

○山下博三議員 都城市は、鶏、豚、牛の畜産が農業産出額の8割を占めております。厳しい暑さが続く中、畜産への影響について、都城市高城町にあります南国興産さんに運ばれる死亡家畜の搬入状況が昨年と比べてどうなのかを調べてみました。

ブロイラーを中心とする鶏は、7月が前年対比125%、8月が109%、豚は、7月前年対比124%、8月が104%、牛は、7月前年対比103%、8月が106%となっております。

8月の鶏、豚の搬入が低くなっているのは、8月後半の台風の影響で搬入がなされていないという理由でありました。

畜産はこのほかにも、飼料の食い込みが悪くなどで肉質にも影響が出ているそうであります。このことを考えると、本県畜産には、金額ベースでかなりな被害が出ているものと思っております。

今までの暑熱対策から新たな取組も必要かと思っておりますが、畜産基地である本県の家畜の暑熱対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 近年の猛暑

は、本県の基幹産業である畜産に生産性の低下などの影響を及ぼすものと、大変危惧しております。

このため県では、家畜の食欲減退の対策として、飼料を複数回に分けて給与するといった飼養管理技術を畜種ごとに取りまとめ、JA等と連携し、生産者への普及・指導を行っております。また、畜産クラスター事業等により、温度・湿度等を制御する畜舎の整備や噴霧装置の導入なども支援しております。

今後、総合農業試験場専門技術センターを中心に、暑熱の影響や問題点を具体的に整理し、NOSA I等とも連携しながら、より実効性のある暑熱対策にしっかり取り組んでまいります。

○山下博三議員 以前、本県は台風銀座と言われておりました。約60年以上前になると思いますが、当時の黒木博元知事が、台風が襲来する9月、10月を避けて、7月に収穫する早期水稻コシヒカリの栽培、また、ハウス園芸や畜産の取組など、まさしく防災営農の取組を展開されてきました。

この異常気象や温暖化が続く中、コシヒカリやヒノヒカリ等の主力水稻の品種改良、栽培体系の在り方も、新たな防災営農として検討しなければならないと思いますが、気候変動に対応するための品種育成の取組について、同じく農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 高温による農業への影響が顕在化する中、特に水稻では、玄米が白く濁るなど、品質の低下や収量の減少が見られており、温暖化に対応する品種の育成は大変重要であると認識しております。

このため総合農業試験場では、ヒノヒカリよりも高温に強く、食味のよい品種の育成に取り

組んでおり、今年度、奨励品種の候補について、県内4か所で現地適応性の検討を進めております。

また、水稻のほかにも、高温障害が発生しにくいスイートピーの育成に取り組むとともに、高温でも色づきのよいブドウの開発に着手したところです。

今後、生産現場の要望に応え、気候変動に対応できる品種の育成に積極的に取り組んでまいります。

○山下博三議員 次に、農業法人の経営指導体制についてお伺いいたします。

今年2月の質問の中で、私は、本県農業の姿が家族経営体から法人経営体に移行していく中で、経営指導体制の在り方を、商工観光労働部所管の地域に根差した商工会との連携についてお伺いしておりましたが、910の経営体の農業法人に対する商工部門と農政部門が連携した経営支援について、その後の取組状況を農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 農業法人につきましては、栽培技術に加え、資金繰りや労務管理、販路開拓など様々な課題を抱えており、専門性の高い助言・指導が必要となっております。

このため、議員御質問のとおり、農業法人の経営に関して、経営指導のノウハウを有する商工会の機能を活用した相談体制の構築について、商工会連合会と検討を行ってまいりました。その結果、県内2か所の商工会において、農業法人の相談に、農業改良普及センターと商工会がワンストップで対応する経営相談会をモデル的に開催することとし、うち1か所では既に受付を開始しております。

今後とも、この取組の成果、課題、ニーズ等

を整理して、取組の充実につなげてまいります。

○山下博三議員 よろしくお願ひします。

今年6月3日の宮日新聞の「ひと」の欄に、開設10周年を迎えた県よろず支援拠点のチーフコーディネーターの川野圭介さんが紹介されておりました。

川野さんは県OBで、在職中に中小企業診断士の国家試験に合格され、退職後、国が設置する県よろず支援拠点において活動されております。あらゆる経営課題の解決に当たるため、それぞれの経営改善、創業、融資、補助金活用等、専門知識を得たコーディネーター22名で活動されております。

農業法人の経営指導体制を確立するため、商工会とよろず支援拠点、普及センター等との連携について、県の考えを商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 商工会は、地域に密着した総合経済団体として、会員である中小企業・小規模事業者などに対し、中小企業診断士の資格を持つ経営指導員による指導をはじめ、専門家を派遣して個別具体的な相談に応じるなど、様々な支援活動を行っております。

一方、農業法人への経営指導については、農業独自の知識やノウハウが必要となる場合があります。そのため、商工会による相談支援に加え、農業改良普及センターや経営上のあらゆる相談に対応するよろず支援拠点と連携し、よりきめ細かな支援を行うことが大変重要であると認識しております。

県といたしましては、農業法人への経営指導体制が確立されるよう、引き続き商工会へ必要な支援を行うとともに、関係機関との連携にも

努めてまいります。

○山下博三議員 ありがとうございます。川野圭介さんは、県の代表監査委員をされている川野美奈子さんの御主人であります。ぜひ、農政、商工、そしてよろず支援拠点と、しっかり農業支援をしていただくようお願い申し上げておきたいと思います。

次に、農業の生産活動を続ける中で、燃油、飼料、肥料、資材等の高騰が長引く中、所得の減少、ひいては農業に取り組む意欲までなくす状況に陥っております。

補助金利用による畜産クラスター事業、産地パワーアップ事業等の規模拡大も、最近では進んでいないとも伺っております。

まだまだ家族経営体を中心である中、農業者の経営体質の強化に向けた経営指導にどのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 県では、農業経営の継続と健全化を目的に、JAグループと共同で農業経営体支援センターを設置し、経営診断や指導を行ってまいりました。

しかしながら、農業者の経営状況は大変厳しくなっていることから、近年、青色申告書を基にした農家経営健康診断書や、産地における自分の状況が分かる産地分析シートを使った、きめ細かな面談指導を増やしております。

さらに、農業改良普及センターと農業経営体支援センターが連携して規模拡大に取り組む土地利用型経営体等に対し、経営分析や経営計画の作成などの支援にも取り組んでおります。

今後とも、これらの取組を継続・強化し、農業者の経営体質の強化に向けた取組を進めてまいります。

○山下博三議員 長引く資材等の高騰が続く

中、一番厳しいのが和牛生産と肥育農家の現状ではないかと思えます。

今日まで宮崎牛ブランドづくりに貢献された繁殖農家や肥育農家の皆さんには、5年に1回行われる和牛オリンピックにおいて、4大会連続で内閣総理大臣賞を受賞するなど、本県の農業のレベルアップに大きく貢献いただいております。

生産者の皆さん方が生産意欲をなくしている中で、肉用牛の繁殖農家、肥育農家ともに厳しい経営状況が続いており、県としてどのような支援に取り組んでいかれるのか、同じく農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 肉用牛経営は、飼料価格の高止まりや子牛・枝肉価格の低迷により、大変厳しい状況にあることから、県では、農家経営の安定、生産基盤の維持・強化、消費喚起・販路拡大の3つを柱に、国の事業も活用しながら、総合的に対策を講じております。

具体的には、1点目が、牛マルキン事業や農業制度資金などのセーフティネット対策、2点目が、肥育期間の短縮など、新たな飼養技術の実証や母牛更新の促進、3点目が、需要喚起のイベントに対する支援や輸出拡大に向けた海外でのセールスなど、9月補正予算案で計上している新規事業も含め、支援に取り組むこととしております。

今後とも、現場の声をしっかりと受け止め、国や市町村、関係団体と連携しながら、肉用牛生産者の経営安定を図ってまいります。

○山下博三議員 今年6月に、改正食料・農業・農村基本法の関連3法が可決・成立いたしました。来年6月頃までには施行される運びであります。今回成立した3法案の内容は、困難事

態対策法、農地関連法、スマート農業法の3点であります。今回は、本県のスマート農業の取組についてお伺いいたします。

農業者の減少に備え、生産性を高めるスマート農業の展開が水田農業で求められております。先進地では、1区画4～5ヘクタールに整備された水田で、AI、ドローン等の機械化が進み、経費が7割も削減できるとのデータもあるようであります。

本県ではなかなか地域計画づくりも進まない中、スマート農業を進めるための基盤整備にどのように取り組まれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） スマート農業を推進するためには、農業機械の能力を発揮できるよう、農地の集積・集約や大区画化を進めることが重要であり、圃場整備事業でこれらに取り組んだ地区では、労働時間が半減するなどの効果も出ております。

このため、現在、県では、地域計画の話合いの場に参加し、基盤整備などについて、専門の見地からアドバイスするとともに、基盤整備プランニング事業により、圃場整備後のイメージ図の作成など、具体的な検討を後押しする支援を行っているところです。

今後とも、地域計画を踏まえながら、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約をはじめ、圃場整備や畦畔除去などによるスマート農業に必要な生産基盤の確立に向け、市町村や関係団体と連携しながら取り組んでまいります。

○山下博三議員 平場など条件のいいところはスマート農業が展開できますよね。されど、中山間地を多く抱える本県においては、やはり直接支払交付金制度を充実していくことも大事かと思っておりますので、よろしくお伺いいたし

ます。

次に、盛土規制法に関連してお伺いしてまいります。

ここ数年、線状降水帯という集中豪雨の話がよく出るようになってまいりました。全国の至るところで1時間当たり100ミリを超える降雨による災害の状況が報道されております。

本県でも、住宅の浸水や農作物、施設等の被害も毎年報告がなされております。その原因の一つは、最近、山林の大型高性能機械の利用、大規模伐採、伐採後の未植林等の影響もあって山腹崩壊が起き、河川等への流入が大きくなっていることではないかと思っております。

本県は県土の76%を山林が占めておりますが、近年の山地災害に対する認識について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 本県は、地質が脆弱な上、地形が急峻であることから、梅雨前線や台風などに伴う大雨により、毎年のように山地災害が発生しております。

近年では、令和4年9月の台風第14号により、県北地域を中心に大規模な山地災害が発生したほか、昨年8月の台風第6号により主に県西地域で、また今年は、先般の台風第10号により県内全域で被害が発生しております。

特に近年の気候変動の影響を受け、記録的短時間大雨情報の発令や線状降水帯の発生など、全国的に見ましても、甚大な山地災害が発生しやすい傾向にあるものと認識しております。

○山下博三議員 ただいま山地災害に対する認識について答弁いただきましたが、私、調べてみたんですけれども、令和4年度においては、106か所で被害額は約67億円、令和5年度においては、44か所で約26億円の被害が報告されているようです。台風などにより山地被害が発

生したときの被害箇所数や被害額は、災害復旧に向けた復旧対象の箇所数や復旧額だけではないかと思っております。

しかしながら、被害後に県内の山の状況を見てもみますと、山肌がむき出しになった箇所が至るところで見受けられ、実際にはもっと多くの山地災害が発生しているものと感じております。山地災害が発生しますと、結果的には土砂が河川に流出し、河川内に土砂が堆積してしまいますので、大雨の際には洪水の危険性が高まることとなります。

県ではこれまで、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策、5か年加速化対策において、河川の掘削工事を重点的に実施し、河川の治水安全度の向上に取り組んでこられました。一方で、河川掘削工事による残土が大量に発生しているようなので、円滑な処理がなされておられるのか心配いたしております。

そこで、国土強靱化における河川掘削工事のこれまでの状況と、工事により発生する残土処理の現状について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県では、平成30年度から、国土強靱化予算を活用し、河川掘削工事等の治水対策に重点的に取り組んでおり、これまでに、都城市の横市川や萩原川など141河川において、約310万立方メートルの掘削工事を完了しております。

河川掘削工事等により発生する残土については、原則として、50キロメートルの範囲内にある他の公共工事へ搬出し、有効活用を図っており、受入れ時期などから調整が困難な場合には、受入れ可能な民有地へ搬出しております。

なお、民有地の選定に当たっては、建設業協会などからの情報収集や、市町村広報紙、新聞

等での公募により、おおむね確保できており、円滑な残土処理を行っているところです。

○山下博三議員 国土強靱化の河川掘削工事等で、平成30年度からこれまで、約310万立方メートルの残土を処理してきたということですが、県民の安全・安心のためには、これからもまだまだ何年も河川掘削工事は続けていかなければなりません。

先ほどの答弁では、今のところ、円滑な残土処理を行っているとのことでしたが、危険な盛土等を規制する、いわゆる盛土規制法により、本県では、来年5月には規制区域が指定される予定と伺っております。

今後、盛土規制法による規制が開始された場合、果たしてこれまでどおり残土の処理が円滑に行えるのか、工事の発注が遅れてしまうようなことにならないのか、心配いたしております。

そこで、盛土規制法に基づく規制区域が指定された後、河川掘削工事で発生する残土の処理について、どのように取り組んでいかれるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 令和7年5月以降、規制区域の指定により、河川掘削工事による残土においても、一定規模以上の新たな盛土等を行う場合は、法に基づき、設計・施工や地権者の同意、周辺住民への事前説明など、多くの要件を満たすことが必要となります。

このため、民有地等へ搬出する場合は、事前の調査や設計等をより計画的に行う必要があるなど、搬出できるまでに期間を要する場合も想定されます。

県としましては、これまで以上に他の公共工事への流用を促進するため、関係部局はもとより、国や市町村とも情報交換しながら、幅広く

ニーズの掘り起こしを行い、残土のさらなる有効活用を図ってまいります。

○山下博三議員 毎年多量の河川掘削の残土が出ているようですので、ぜひ残土の新たな有効活用についても研究していただきたいと思いますが、例えば都城では、大規模な圃場整備で、基盤や表土の整備等に大量の土が必要となります。これを全て購入して整備しようとする、農家は多額な負担を背負わなければなりません。

そこで、資源の有効利用として、河川のしゅんせつ土のうち良質土について、水田に利用できないのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 公共事業で発生する残土の流用については、資源の有効活用やコスト縮減の観点から、大変重要であると認識しております。

このため、圃場整備事業においては、関係部局や国などと調整を行いながら、残土の受入れに取り組んでいるところです。

質問のありました、河川からしゅんせつされた土の水田への利用につきましては、地元農家に土の状態を確認していただき、耕作に適していると判断されれば、表土や基盤土として利用することで、農家負担の軽減にもつながることから、関係機関と調整を行いながら、有効活用を図ってまいります。

○山下博三議員 次に、スポーツ拠点施設の管理運営についてお伺いいたします。

令和9年度開催の2巡目宮崎国スポに向けて、都城市山之口運動公園の県山之口陸上競技場、補助競技場等の整備や都城運動公園のテニスコート等の整備も順調に進められているところでもあります。

これらの施設については、供用開始後、しっかりと管理運営の下、国スポの成功はもとより、国スポ後も関係機関が連携して、スポーツ大会やキャンプ・合宿誘致を実現するなど、施設の利活用を図っていく必要があります。

そこでまず、県山之口陸上競技場の供用開始後の管理運営について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県山之口陸上競技場は、令和9年に開催される宮崎国スポ・障スポに向け、今年12月の完成を目指し、整備を進めているところであります。

来年4月の供用開始後の管理運営につきましては、指定管理者制度を導入することとしておりまして、現在、候補者の選定を行っております。

この運動公園内には、都城市が整備する補助競技場等もあるため、これらの施設と一体的な管理運営を行うことにより、利用しやすい環境を整えていく必要があると考えております。

こうしたことから、県と市及び指定管理者が十分に連携を図りながら、南九州のスポーツの拠点施設となるよう、施設の魅力や機能を最大限に生かした管理運営を行ってまいります。

○山下博三議員 次に、県山之口陸上競技場へのスポーツ大会、キャンプ・合宿の誘致についてであります。

県は、スポーツ観光プロジェクトの中で、国スポ・障スポに向けて整備中のスポーツ施設に、新たな大会やキャンプ・合宿を誘致されると伺っております。

特に県山之口陸上競技場については、大型映像装置を備え、メインとバックの観客席数が約1万1,500席と、県総合運動公園の陸上競技場の観客席数と比べ、より規模の大きい大会の誘致

が期待されております。

これらの誘致には、県のみならず、市町村や関係団体との連携が重要と思われませんが、県山之口陸上競技場に関して、今後どのように誘致を進めていかれるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） スポーツ観光プロジェクトの推進に当たっては、国スポ・障スポに向けて整備される施設を活用し、大会やキャンプ・合宿を新たに誘致していくことが大変重要であります。

このため県では、これらの施設への誘致を進める上で、かじ取り役となるスポーツキャンプ・大会誘致委員会を今年度設立し、競技別に部会を設けることとしております。

陸上競技場に関しては、現在、都城市などとともにラグビー部会を設置し、大型映像装置や多くの観客席を有する等、同施設の特性を積極的にPRしながら、国際試合の誘致を進めてまいります。

さらに、サッカーなどの他の競技につきましても、今後、誘致を検討することとしており、様々な大会等の誘致を図ることで、県西地区における地域経済の活性化や観光振興につなげてまいります。

○山下博三議員 よろしくお伺いいたします。

最後の問いになりますが、福祉行政について、福祉保健部長に4問お伺いしてまいります。

まず、県西地区の医療に大きく貢献いただいております都城市郡医師会について、都城市と三股町から県への要望に関連してお伺いいたします。

宮崎県医療計画では、がん、心血管疾患、小児医療、周産期医療の分野で、二次医療圏を超

えて医療圏が設定されておりますが、県立病院のない県西地区は、都城市郡医師会病院と国立病院機構都城医療センターが、地域医療の中核として、県立病院と同等の役割を担っております。

その中で、小児救急医療は、都城市が設置している都城夜間急病センター（初期救急）と2次救急を担う都城市郡医師会病院の連携により、24時間365日、切れ目のない高次な救急医療を提供しておりますが、都城夜間急病センター利用者数の中で、特に小児科診療が西諸圏域からの利用が急増しているなど、県西地区における都城市郡医師会病院の役割は、ますます大きくなってきていると考えます。

そのような中、医師の都市部への偏在により、依然として小児科、産科医をはじめとする医師の確保が困難な状況にあるため、それに対する人的・財政的支援を図るよう要望が上がっております。

また、初期・2次救急医療を維持するために、都城市、三股町、曾於市、志布志市で年間約5億円の財政負担をしている状況に加え、高度医療機器の更新時期を迎えていることから、最新の医療機器の整備に対する財政的支援を図るよう要望が上がっております。

そこで、県西地区の医療を支えている都城市郡医師会病院に対する医師確保や高度医療機器の整備に係る支援についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 都城市郡医師会病院は、救急、小児、脳卒中、災害医療など圏域の中核病院として、地域医療の充実に多大な御貢献をいただいております。

地域医療を支えるために重要な医師の養成・確保につきましては、引き続き、宮崎大学医学部や関係機関と連携いたしまして、臨床研修医

及び専攻医の確保、キャリア形成プログラムに基づく地域枠医師の派遣調整などに取り組みます。

また、来年12月に開設予定であります心臓・脳血管センターにつきまして、施設本体と血管造影装置、CT、MRIの医療機器などを併せまして、総額15億円余の支援を行っております。

今後とも、圏域の医療機能の維持・充実のために、必要な支援につきましては、国庫補助制度等を活用しながら、地元市町と連携して取り組んでまいります。

○山下博三議員 ぜひよろしく願いいたします。

本県では、医師・看護師不足が続く中で、歯科衛生士、歯科技工士の不足も大きな課題となっております。若い世代の減少が続く中、宮崎歯科技術専門学校の入学者の定員割れが長く続いております。

宮崎歯科技術専門学校で令和7年度より、歯科衛生士、歯科技工士の確保を図ることを目的に、特待生C（地域枠）として、1学年当たり衛生士科8名、技工士科1名を想定され、衛生士科は3年間で82万5,000円、技工士科は2年間で81万円の貸与がされます。卒業後、地域に戻って3年間就業すると、貸与された修学資金は全額返還免除となります。

宮崎歯科技術専門学校として、制度活用予算1年目が332万円、2年目が553万円、3年目以降は741万円の支出が必要となります。

このように、県内の歯科衛生士等の確保に向け、歯科医療従事者養成学校も尽力しているところですが、歯科衛生士、歯科技工士の確保に向けた県の取組についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県民の歯と

口の健康を保つためには、歯科保健医療を支えます。歯科衛生士、歯科技工士の確保は大変重要ですが、地域により歯科衛生士が不足していたり、また、歯科技工士の高齢化が進んでいるなどの課題もございます。

このため県では、宮崎県歯科医師会等と連携いたしまして、離職した歯科衛生士などを対象に、復職支援相談会や研修会を行いますとともに、歯科医療機関の管理者に向けた離職防止研修会の開催などに取り組んでおります。

また、歯科医療従事者養成学校に対しまして、実習ユニットなどの教育設備の充実を支援いたしております。

県といたしましては、関係団体等の御意見も伺いながら、既に修学資金制度を導入している他県の調査等を含め、歯科医療人材確保のための方策を研究してまいります。

○山下博三議員 次に、児童虐待保護の取組についてお伺いいたします。

今年5月の毎日新聞の特集で、「虐待を理由に一時保護されるなどした子供の声を聞き、周囲に伝えるのを手助けする意見表明等支援事業を今年度、児童相談所を設置する全79自治体のうち、約8割に当たる61自治体が実施する」とあったが、この意見表明等支援事業とはどんな事業なのかお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 意見表明等支援事業とは、児童養護施設等におきまして、児童相談所から独立した立場にある支援員が、定期的に施設等を訪問し、子供たちの話を聞くことにより、子供が、施設等での生活における悩みや不満に関する意見を、関係機関に対し表明できるよう支援するものであります。

これは、子供の権利擁護の強化を図ることを目的に、令和4年の児童福祉法の改正で、各都

道府県が取り組むよう努力すべきものと位置づけられた事業であります。

○山下博三議員 答弁にありましたように、意見表明等支援事業は、令和4年度に改正され、本年4月に施行された改正児童福祉法で、自治体の努力義務となっております。

その根本となりましたのは、千葉県野田市において、児童相談所に保護されていた小学校4年の女兒が「家に帰りたくない」と児童相談所に訴えていたが、一時保護を解除されて、2019年に虐待死した事件などを受けて改正されております。

児童相談所には、子供の一時保護や施設の入退所などを決める際に、本人の意見を聞くことを義務づけております。しかし、子供が一人で意見をまとめたり伝えたりするのは難しいこともあるため、児童相談所から独立して子供の側に立ち、意見表明を支援する「子どもアドボケート」の配置が法定化されております。

記事においては、ほとんどの県で実施されている中、本県は実施されておられません。本県が実施していない理由と今後の対応についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 本県におきましては、必要な研修の県内での実施が難しいことや、どのような人材が支援員としてふさわしいか検討が必要などの課題がありましたことから、本年度は事業を実施しておりません。

本年度事業を行っております九州各県の状況を参考にいたしますと、県内研修にこだわる必要がないことや支援員に求められる要素が明確になってきたことから、現在、関係団体の意見を拝聴するなど、検討を進めているところでございます。

○山下博三議員 今回いろんな質問をさせてい

ただきましたけれども、年に2回の我々一般質問の中で、また2月にできますので、この課題に向けて、また頑張っていきたいと思っております。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 次は、今村光雄議員。

○今村光雄議員〔登壇〕（拍手） 皆様、こんにちは。都城市選出、公明党の今村光雄でございます。

初めに、日向灘の地震並びに台風第10号で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

今回の一般質問では、地震対策、幼児保育、学校対策、福祉施策、文化芸術、観光誘客、女性の就業支援、医療支援について取り上げてまいります。

令和6年8月8日16時42分、日向灘を震源とする最大震度6弱の地震が発生しました。

発災時、私は県庁にて来客対応をしており、みんなですぐに机の下に潜り込み、少し遅れてスマホのアラームが鳴りました。

揺れが収まり、テレビで状況を確認すると、津波注意報が発令。1時間後には、県の災害対策本部が設置され、少し落ち着きが見られたので、都城へ戻ろうと車を走らせると、高速道路は封鎖しており、下道の国道269号を利用するも渋滞に巻き込まれ、結局いつもよりも2時間近くかかって帰り着きました。

その後も、国からは聞き慣れていない南海トラフ地震臨時情報の発表、明らかになった被害状況、水や食料などの防災備蓄品の不足など、不安な状況が県民を襲うこととなりました。

発災1週間後には臨時情報は解除となりましたが、9月6日付の気象庁の情報では、南海トラフ地震が発生する確率は、30年以内に70%から80%と、以前の状況と変わっておりません。

さらに、その後も立て続けに台風第10号が襲

いかり、自然災害に対する脅威を目の当たりにすることとなりました。

このような県民に不安が残る状況下において、それを打破していくためには、長の強いリーダーシップの下、絶対に1人の犠牲者も出さないという強い思いを伝えることも必要であると思いますが、知事の決意をお伺いいたします。

壇上席からの質問は以上とし、以降は質問者席からお伺いいたします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

南海トラフ地震は、今後40年以内に90%程度の確率で発生すると言われておりますが、先月、日向灘で発生した地震のように、いつ発生してもおかしくはなく、強い危機感を抱いております。

私は、今回の地震、台風のほか、壊滅的な被害が発生しております阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、そういう経験を積み重ねる中で、自然災害の恐ろしさや備えの重要性を改めて強く認識させられるとともに、知事として、災害から県民の生命や財産を守り抜く責任の重さというものを改めて痛感しているところであります。

現在の被害想定では、住宅の耐震化率90%、早期避難率70%の達成により、死者数を2,700人にまで軽減できるという試算がございますが、これを限りなくゼロにすることを将来目標としているところであります。

高い目標ではありますが、今後とも常在危機の意識を徹底しながら、市町村や関係機関と緊密に連携し、ハード整備の充実や県民の皆さんへの備えの啓発、地域防災力の向上、災害関連死対策など、1人の犠牲者も出さないという強

い覚悟を持って、より一層の施策の推進を図ってまいります。以上であります。[降壇]

○今村光雄議員 ありがとうございます。行政だけで全て対応できるわけではありませんが、行政でしかできないこともあります。難題も数多くありますが、仕方がないと諦めるのではなく、挑戦の決意、長の一念が組織全体に広がり、一人一人の意識が変わり、行動へと連動していくものと思います。ぜひ、県民の皆様の不安を払拭するような発言、行動を今後も示していただきたいと思います。

6月議会の中で、津波警報等が発表された際の県警の対応としては、地域住民に対して、警報等が発令されたことや安全な場所への避難の呼びかけ、現場の状況に応じて、渋滞や混雑を解消するための交通整理、沿岸方面へ進行する車両の通行禁止などの対応を取るとの答弁がありました。

今回、県内に津波注意報が発令されましたが、警察の現場における対応はどうだったのか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(平居秀一君) 警察官は、自身の安全を確保しながら、地域住民に対して、津波注意報が発令されたことや安全な場所への避難を呼びかける広報を行いました。

また、家屋の倒壊が発生した宮崎市では、現場周辺の道路を通行禁止とする交通規制を実施しております。

○今村光雄議員 一部の地域は交通規制を実施したということですが、それでは、地震直後の県内の渋滞発生状況と今後の渋滞対策について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(平居秀一君) 地震直後、1キロ以上の渋滞が県内19か所の交差点で発生し、そのうち17か所は宮崎市中心部に集中しました

が、約4時間後に解消しております。

県警では、今回発生した渋滞状況も踏まえて、巡回連絡や運転免許の更新時講習などの機会に、津波警報等が発令された際は、原則徒歩で避難することや、やむを得ず車を使用して避難する場合は、道路上の障害物などに十分注意して運転するように、今後も広報啓発に努めてまいります。

○今村光雄議員 ふだんでも渋滞する時間帯に今回は地震が発生していますので、渋滞が解消するまで、ある程度の時間がかかってしまったことは仕方がないことかもしれませんが、それでも4時間という相当な時間がかかっているわけであります。

今回は最大1メートルという津波予報でしたが、さらに大きな津波警報が発令された場合は、混乱は必至、パニックに陥ったときには、決してあってはならないような行動も出てくる可能性があります。

8月13日付の地元紙の中で、東京大学大学院の松尾一郎客員教授が「車による避難で渋滞の発生が懸念。行政には、道路を一方通行にするコントラフローなどの対策が必要」と指摘しております。

渋滞に係る課題は、非常に複雑で多岐にわたって考えなければならないと思いますが、先ほどの知事の決意の下、さらなる調査・研究を早急に重ねていただきたいと思っております。

次に、指定避難所の整備について伺います。

災害関連死の多くは、避難生活における肉体的、また精神的ストレスが大きな起因となっております。その災害関連死のリスクを減少させることを目的に、本年2月の補正予算の中では、令和4年12月1日時点で県内1,299か所ある指定避難所のうち、県有施設の環境改善緊急対

策事業に取り組んでおります。

それでは、この指定避難所のうち、県有施設の環境整備の進捗状況を危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 大規模災害時には、不十分な生活衛生環境で長期の避難生活を強いられることから、避難所の環境改善は重要な課題であります。

議員の御質問にもありましたとおり、県では、指定避難所のうち、県立学校等の県有施設42施設について環境改善を進めており、昨年度の2月補正で議決いただいた資機材整備として、各施設ごとに、エアーマット120個、毛布120枚、プライベートテント20張りなどの配備を8月までに全ての施設で完了しております。

また、下水道に直接つなぎ、断水時でも活用できるマンホールトイレは、下水道整備済みの25施設で調査設計が8月に完了しており、その整備とトイレカーや備蓄トイレの配備について、改めて今議会にお諮りしたいと考えております。

○今村光雄議員 2月補正の緊急対策事業での県有施設の進捗は終わっていると聞いて、少し安心しました。

しかし、県有施設以外の指定避難所はさらに多くあります。環境が整わなければ、避難所としての役割は大きく損なわれてしまいますし、災害関連死のリスクに影響を及ぼします。

そこで、県内指定避難所の冷房機器の整備状況と、市町村が行う避難所環境整備に対する県の支援について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 指定避難所における空調設備やスポットクーラー等の冷房機器の保有割合は、令和4年12月1日現在の内

閣府調査では、全国が54.9%、本県が44.3%となっております。

このうち、県有の42施設には、スポットクーラーを2台ずつ整備し、さきの台風では、消防学校など6か所の避難所で活用されるとともに、県有施設以外の宮崎市の避難所1か所に貸出しを行いました。

また、市町村が行う避難所環境整備については、補助制度を設けており、令和3年度からの3か年で、延べ18市町村の120か所に、簡易ベッドやトイレ、発電機等に対する補助を行っております。今後とも、市町村と連携しながら、避難所の環境改善に取り組んでまいります

○今村光雄議員 予算の問題もありますが、早急な環境整備の改善を強く求めたいと思います。

県では、新・宮崎県地震減災計画に基づいて、地震への予防対策を行っております。

今回発災した日向灘の地震をはじめ、南海トラフ巨大地震やえびの小林地震など、被害想定を基に作成してありますが、実際に発災した現状を見て、計画はどうだったのか、問題はなかったのか、精査・見直しが必要かと思いますが、新・宮崎県地震減災計画や地域防災計画をどう見直していくのか、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県の地震減災計画は、南海トラフ巨大地震等の被害想定を踏まえ、被害を最小化するために今後取り組むべき対策について定めております。

現在、国において、南海トラフ巨大地震の被害想定や今後の防災対応について、見直しの議論が進められておまして、能登半島地震や今回の南海トラフ地震臨時情報への対応等の最新の知見についても、取りまとめが行われると

伺っております。

県としては、これらの見直し結果を踏まえた上で、今年度実施します南海トラフ巨大地震等の津波浸水想定の見直しを基に、今後、県の被害想定及び減災計画の見直しに取り組んでまいります。

また、県地域防災計画においては、南海トラフ地震臨時情報が発表された際の県、市町村及び関係機関の防災対応について規定しておりますが、県としましては、今後の国の検証結果を踏まえつつ、市町村や関係機関と意見交換しながら、地域防災計画の見直しについて検討してまいります。

○今村光雄議員 地震防災に対する取組のうち、今回は交通渋滞と避難所環境整備の対策について質問させていただきました。

今回の地震を受けて浮き彫りとなった課題もあります。この機を生かして、南海トラフ巨大地震が発生する前に、今まで以上に市町村と連携を取り合い、公助だけでなく、共助、自助への取組の推進も含めて、さらなる対策を練っていただきたいと思います。

次に、幼児保育について伺います。

最近では、移住政策により未就学児の人数が増加したことや、保育士自身が他地域へ転出することなどによる保育士不足が懸念されております。

そもそも保育士不足を改善するためには、保育士自体の養成が必要であります。宮崎県内には4つの保育士養成施設がありますが、そのうちの1つが、受験生の減少に伴う厳しい経営状況により、令和7年度以降の学生募集を停止することとなっております。このような状況では、ますます厳しくなっていくのではないかと危惧しているところであります。

県としてどう改善していくのか、保育士確保に向けた県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県では、保育士確保の取組といたしまして、宮崎県社会福祉協議会を通じ、指定保育士養成施設の在学者を対象とした修学資金の貸付けや、再就職を希望する潜在保育士を対象とした就職準備金等の貸付けを実施いたしております。

また、保育士支援センターにおきまして、潜在保育士と施設とのマッチングによる復職支援とともに、潜在保育士や現に勤務している保育士への相談支援を行っております。

さらに、昨年度設置いたしました幼児教育センターにおきまして、離職防止を図るため、直接施設を訪問いたしまして、新規採用者への個別支援のほか、経験年数に応じた研修を実施しているところであります。

○今村光雄議員 保育士の定着も重要な課題であります。先ほどの答弁でもありましたとおり、保育士の離職防止に向けた幼児教育センターによる相談支援などの取組もありますが、賃金に関する処遇改善も必要です。

保育士の賃金に関する処遇改善等加算など、制度の内容について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 保育士に支払われる賃金は、子供のための教育・保育給付交付金の算定基礎となります。公定価格に人件費分が含まれておりまして、これは毎年度、人事院勧告に準拠して改定されております。

これに加えまして、加算措置といたしまして、平均経験年数やキャリアパス等に応じた処遇改善等加算Ⅰ、一定の技能・経験を有する若手や中堅の職員を対象といたしました処遇改善

等加算Ⅱ、ベースアップのための処遇改善等加算Ⅲがあります。

保育士の安定的確保を図るためには、さらなる処遇改善が重要でありますので、引き続き国に対して強く要望を行ってまいります。

○今村光雄議員 基本給等の増減は、民間企業の給与状況に合わせて国家公務員の給与を改定していく、人事院勧告に準拠した改善が行われているとのことです。こども家庭庁によりまして、平成24年度から始まった改善では、令和5年度で14.2%まで改善しています。また、処遇改善等加算により、長く働くことができるよう対策が行われています。

少し細かい話になりますが、処遇改善等加算Ⅲの月額9,000円の改善においては、実際にその額が支給されていない事業所もあるようですが、この加算の算定となる基礎数が実際に働いている人数と異なるため、このような状況が出てくると思われま。

ともかく、全産業と比較してみると、まだまだ賃金の改善が必要な業界であります。子育て世代、そして子供たちのためにも、今後も国に対して賃上げのための要望をよろしくお願いたします。

次に、認可外保育施設の一つである企業主導型保育施設について伺います。

企業が従業員の子供を預かったり、待機児童解消等の地域の保育ニーズに応える保育施設のことですが、認可外であるため、保育料を設定できたり、夜間帯も預かることができるなど、ある程度は自由な設定ができるようになっています。中でも、定員19名以下の施設では、保育士の有資格者は、保育従事者の半数いけばよいこととなっております。

しかし、保育士の有資格者でなくても、基本

的な保育の質は保たれる必要があります。そのためには、指導監査による第三者のチェックが必要であります。

認可外保育施設に対する指導監査の状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 認可外保育施設に対する指導監査につきましては、毎年、県で所管しております全ての施設に対して、直接出向くなどにより行ってございまして、昨年度は54の施設に対し実施いたしております。

指導監査に当たっては、国が定めます指導監督指針や基準等に基づきまして、職員の配置、設備の状況、健康管理や安全確保の状況などについて確認いたし、基準を満たさない施設に対しては、文書や口頭により指導を行い、改善を求めています。

○今村光雄議員 認可外保育施設は今後も必要な施設でありますので、さらなる質の向上に向けて、今後とも指導をよろしくお願ひいたします。

次に、学校に対する施策について伺います。

子供たちは毎日、教科書やノート、ペンケース、水筒など、多くのものをランドセルに入れたり、手提げにて持ち運びながら学校に通っています。さらに、この酷暑のため、汗をびっしょりとかきながら登下校しています。遠いところだと、30分以上かけて、下校時間の14時から15時ぐらいの炎天下の中、歩いて帰っています。昔とは違うこの環境の中ですので、途中で倒れたりしないか、不安になられている親御さんも多くいらっしゃると思います。

このランドセルなどの荷物ですが、重過ぎて体や心の不調につながっているのではないかと、いわゆるランドセル症候群が懸念され、2018年には文部科学省より、全国の教育委

員会に向けて、重いランドセルやかばんによる負担を軽減するため、置き勉を認めるよう通達が出され、その取組は進んできましたが、重さの改善は大きくは進んでいないように感じます。

県教育委員会は、学用品等の持ち帰りに関して、どのような対応を行っているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 学用品等の持ち帰りにつきましては、その重さについて、保護者等から、身体上の負担を心配する声も寄せられていたことから、平成30年に市町村教育委員会に対し、家庭学習で使用しないものは置いて帰ることや計画的に持ち帰るなど、重さや量を軽減するよう通知しております。

さらに、学校におけるタブレット端末の導入により、端末の家庭への持ち帰りが進んだことから、令和5年に、児童生徒への負担軽減について、改めて同様の通知をしたところであります。

今後も、児童生徒の健やかな発達に影響がないよう、市町村教育委員会と連携しながら、引き続き配慮してまいります。

○今村光雄議員 こうあるべきだとはなかなか一概には言えませんが、教科書のデジタル化を推進することでも、ランドセルの軽減は図れるのではないかと思います。タブレットも重いとの声もあり、文部科学省からは、更新時には1.5キロ以内に収めるよう通知も出されております。熱中症対策も含めて、今後も様々な角度から検討していただきたいと思います。

次に、副校長、教頭の時間外業務時間について伺います。

平成31年に働き方改革推進プランが施行されてから、時間外業務時間において45時間未満を

占める割合が、例えば小学校教諭では、平成30年度と令和5年度を比較すると、約65%から約80%へと大きく改善されました。

しかし、副校長、教頭に関しては、約17%と依然として低い状況にあり、今まで以上に重点的に働き方改革を推進していくべきであると考えます。

副校長、教頭の時間外業務時間の現状と、働き方改革の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 副校長、教頭の業務は、校内管理業務のほか、PTA活動や他の行政機関等との連絡・調整など多岐にわたり、主に勤務時間外に従事しなければならない業務も多いことから、時間外業務時間一月当たり45時間以上の割合が、令和5年度、校長21.4%、教諭等31.8%に比べ、79.6%と高い状況にあります。

このため、校務支援システムの活用による各種調査や会議の効率化に加え、校舎の戸締まりの分担や留守番電話の設置、登下校の見守りを地域のボランティアにお願いするなど、業務内容と時間の削減に取り組んでおります。

今後、副校長、教頭の業務を一層明確化するとともに、必要な人材配置等の研究を行うなど、働き方改革を一層推進してまいります。

○今村光雄議員 どうにか改善してほしいと、現場から苦しいお声をいただいております。さらなる推進をどうかよろしくお願ひいたします。

次に、学校における弁護士の活用について伺います。

昨今、子供たちによる虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応などの諸課題について、法務の専門家へ

の相談を必要とする機会が増加しております。

文部科学省では、令和2年度より、弁護士等のスクールロイヤーへの法務相談経費について、普通交付税措置を講じております。

では、学校のトラブルに対する弁護士を活用した取組状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、法の知見が求められる事案に対し、弁護士を活用した支援体制を整えております。

法を根拠とした判断や解決への対応など、専門的な助言を受けることのできる法律相談に加え、本年7月には、全公立学校の管理職を対象に、法的対応力の向上を目的とした、実際の事例に基づく法律研修会を実施したところであります。

また、いじめやSNS等のトラブルの未然防止を目的に、今年度新たに、児童生徒や教職員、保護者を対象として、弁護士による出前授業も実施しております。

今後とも、弁護士会と連携して、学校の課題解決への支援を充実させてまいります。

○今村光雄議員 次に、小学校における教科担任制について伺います。

小学校高学年の一部教科について、その教科を専門とする教員が授業を受け持つ教科担任制ですが、専門性の高い教師による学習のため、学力向上が見込まれるとともに、週当たりの授業時間数を減らせる可能性があり、働き方改革にもつながる可能性があります。

一方、発達の段階に応じた配慮が必要とことから、低学年で実施するには十分ではないとの見方もあり、県内においても、高学年へのその取組が進んでいます。

小学校における教科担任制は、学力向上に効

果があると思いますが、県教育委員会としての見解を教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 国は、外国語、理科、算数及び体育の各教科において、小学校における教科担任制を推進しており、専門性の高い教師による教科指導は、私も学力向上に効果があると考えております。

このことから、県教育委員会では、英語と体育の免許を有する小学校教員の採用や、算数や理科などの指導を専門とする教員の、異動による適正な配置を進めております。

また、各学校では、学級担任同士が受け持つ教科を交換し、教科担任となる取組も行われております。このような取組により、現在、8割以上の小学校において、教科担任制が実施されているところであります。

国は、現在実施している高学年だけではなく、中学年への拡充を検討しておりますので、今後の動向を注視し、教科担任制の一層の充実に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 次に、県立高校のエアコンの設置状況について伺います。

本日質問させていただきましたが、指定避難所となる県立学校には、スポットクーラーが配備完了されています。あくまで避難所運営に必要な数であり、夏場の体育館での授業で活用するには十分ではないと思います。

また、音楽教室や美術室などの特別教室は、いまだエアコンが設置されていない状況であり、この暑さの中で、エアコンもない教室で授業をするのは、正直無理があると思います。

学力向上を目指しているにもかかわらず、このような環境整備ができていない状況は、矛盾があると思いますが、県としてはどのように思われているのでしょうか。

県立高校の特別教室におけるエアコンの設置状況と今後の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高校のエアコンの設置状況につきましては、普通教室において100%に達しておりますが、音楽室や美術などの特別教室については、本年9月1日現在で約51%の設置率であります。

普通教室への設置が完了いたしましたので、特別教室へのエアコンの設置につきましては、生徒の利用する機会の多い教室から、順次整備を進めているところであります。

今後とも、生徒の健康と安全を第一に考え、生徒が1日を通して快適な環境で安心して学習できるように、学校との連携を図りながら、引き続き整備に努めてまいります。

○今村光雄議員 特別教室では暑くて授業ができないからと、普通教室で対応できるものもあれば、対応できずに失ってしまうものもあると思います。それでは本来あるべき授業ではなくなってしまうと思います。どうか早急に対応することを切に要望し、次の質問に移らせていただきます。

先ほどからの質問でもありますように、学力向上に対する県の取組状況について伺います。

文部科学省が公表した2024年度の全国学力・学習状況調査では、公立小中学校の4科目全てで平均正答率が全国平均を下回ったとありました。

子供たちの学力向上に向け、今どのような授業が求められ、県内ではどのような取組が行われているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 予測困難な社会を生きる子供たちに必要な学力を身につけさせるためには、子供一人一人が自ら課題を持ち、多

様な他者と協働しながら解決する、探究型の授業が求められております。現在、県教育委員会では、このような授業を「ひなたの学び」として推進しているところであります。

具体的には、県内の小学校におきまして、子供自らが学習内容や学び方を選択しながら計画を立て、自分のペースで学びを進めていく取組や、タブレットを使って複数の学校をつなぎ、子供同士が学び合うことで多様な考えに触れ、考えを深める取組が行われております。

今後、さらに市町村と連携し、このような取組を中学校にも広げることで、本県の子供たちの学力を向上させてまいります。

○今村光雄議員 よろしくお願ひします。

次に、地域包括支援センターについて伺います。

高齢者を支える地域の相談窓口として、非常に重要な役割を果たしている地域包括支援センターですが、設置主体は市町村となっており、直営や委託など運営状況は様々であります。

近年、物価高や燃料高騰に加え、賃上げの流れもあり、その委託費の見直しは必要であります。また、不足した予算に関しては、委託された法人などから予算を充てている場合もあるとお聞きしました。

地域包括支援センターの予算措置を行う権限は、あくまでも市町村にあります。このような状況を踏まえ、何らかの支援は必要かと考えます。

地域包括支援センターに対する県の支援について、福祉保健部長にお伺ひいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 市町村が設置いたします地域包括支援センターは、要介護認定や施設入所など、高齢者からの様々な相談に対応するほか、医療や介護の関係機関と連携

して、高齢者の自立支援を図る地域ケア会議を開催するなど、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みづくりにおいて、大変重要な役割を担っております。

このため県では、地域包括支援センターや市町村の職員が、先進的な取組を行っているほかのセンターから直接学ぶことのできる研修を実施するとともに、地域ケア会議に理学療法士等の専門職を派遣するなど、センターの機能強化の支援に取り組んでおります。

○今村光雄議員 次に、身体障害者補助犬について伺います。

視覚障がいのある方から、補助犬を連れて入れる飲食店がない、タクシーや宿泊施設の利用ができないなどの御相談がありました。本来そのような対応は法律上あってはならないことですが、その理解普及が進んでいない現状にあるのかもしれない。

そこで、身体障害者補助犬への理解促進に関する県の取組について、福祉保健部長にお伺ひいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 身体障害者補助犬は、身体障害者補助犬法に基づきまして訓練・認定されたものであり、国及び自治体の施設や公共交通機関だけではなく、不特定多数の者が利用する民間施設におきましても、同伴しての利用を拒むことは、法律上、原則としてできません。

県内では、現在、10頭の認定を受けた盲導犬が活躍中でありまして、体験イベントの開催などを通じて、県民への理解促進に取り組んでいるところであります。

今後は、県ホームページにおける広報や、公共交通機関利用者へのパンフレット等の配布のほか、各種事業者を対象とした研修等における

周知徹底など、様々な機会を捉えて、さらなる理解促進を図ってまいります。

○今村光雄議員 本年4月より改正障害者差別解消法が施行され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。この改正により、さらに強化されていくものと思いますので、さらなる理解促進をよろしく願いいたします。

次に、障がい福祉分野におけるICTなどの補助について質問します。

障がい福祉分野における人手不足に対し、働き方改革の一環として、ICTの導入、ロボットの導入は検討されるべきものであると考えます。令和2年には県でも補助があり、コロナによるオンライン面会やパワードスーツ、見守りカメラなどに対応。それ以降は、実際の使用が現場と合わなかったり、導入しても使わない職員もいたり、事業所からの要望がなかったため、補助が止まっていると伺いました。

それでは、障がい福祉分野において、従業員の負担軽減等を図るために、ICTやロボットの導入が有効と考えていますが、県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 障がい福祉分野における人材不足が深刻化する中で、業務の負担軽減や労働環境の改善を図り、安全・安心で安定した障害福祉サービスの提供体制を構築することが重要であり、ICT・介護ロボットの活用は、有効な方策の一つであろうと考えております。

県では令和2年度に、コロナ感染防止の観点から、障害福祉サービス事業者に対し、テレビ会議システムや見守り介護ロボット等の導入支援を行うとともに、その活用事例について研修会を実施いたしました。

今後のICT・介護ロボット等の活用につき

ましては、他県の事例、状況等も踏まえ、関係団体と意見交換を行いながら研究していきたいと考えております。

○今村光雄議員 今後も関係団体との意見交換の中で、しっかりと情報収集とその対応をお願いしたいと思います。

次に、障がい者アートの活動について伺います。

本年2月から5月にかけて、台湾にある現代アートの美術館、台南市美術館にて、台湾と宮崎県内の障がいのある方50名の作品が200点以上出展されました。数々のすばらしい作品が評判を呼び、来場者数は12万人を超えたそうであり、その様子は、先日放送のあったテレビ番組の中でも紹介されておりました。障がい者の方が自身の個性や能力を生かし、それを披露し、評価される、国境を越えた大変すばらしい取組だったと感じました。

国の厚生労働省と文化庁においても、令和4年度末に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」が決定し、創作活動や発表の場などのさらなる推進、拡大がうたわれております。

宮崎県文化振興条例の中でも、障がいのある人の文化活動の充実がうたわれており、2021年に行われた国文祭・芸文祭にて大きな流れができたものと思います。

今後も様々な取組に対し県としての支援が必要と考えますが、障がい者の芸術文化活動に対する県の取組について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 障がい者の芸術文化活動は、障がいのある人の個性と能力の発揮や共生社会の実現に向けて、大変重要なものであります。

このため県では、昨年6月に策定した文化振興計画におきまして、障がい者の文化活動の充実を施策の一つに位置づけ、必要な取組を進めております。

具体的には、令和元年度に設置しました、障がい者芸術文化支援センターにおきまして、専門人材による相談支援や、障がい者アートの裾野を広げるためのワークショップ、また、発表の場としての常設展示や県立美術館での作品展などを行ってきております。

このような中、昨年度の相談は延べ216回に上るとともに、障がい者アートを展示する施設や鑑賞する方も増えてきております。

今後とも、市町村や関係団体等と連携しながら、障がい者の芸術文化活動の推進に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 障がい者芸術文化支援センターは、少ない職員で対応しているとお聞きしました。予算の問題もあると思いますので、県としてもサポートしながら、常設展示やイベント、インターネットでの発信、各市町村でも触れる機会があるような取組を行い、ぜひ素晴らしい作品を様々な場面で披露し、より多くの方の目に触れることができる機会をつくっていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、今年の2月に台湾にてアート展が開催されました。このようにいろいろな形で台湾との国際交流を続けていくことが、国際間のつながりをより強固なものにしていくと思います。

今後も継続していくためには、県としての支援が必要と考えますが、本県における台湾との交流の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 台湾は、

地理的に近く、歴史的なつながりも深いことから、国際交流のパートナーとして大切な地域であり、県では、新竹県及び桃園市と友好交流協定を結び、高校生の招聘事業や訪問団による交流等を行っております。

また、文化・スポーツ交流も盛んに行われており、今年8月には、桃園市で開催された映画祭で、本県ゆかりの先人たちのドキュメンタリー映画も上映されたところでもあります。

さらに、県内団体が台湾と交流を行う際には、渡航経費の一部を負担するなどの支援を行い、積極的に交流を促進しております。

今後とも、市町村や関係団体とも連携しながら、様々な分野における相互交流を進め、台湾とのつながりをさらに発展させてまいります。

○今村光雄議員 引き続きの支援をどうぞよろしくお願いいたします。

次に、コンテンツ産業について伺います。

本年6月、内閣府において、新たなクールジャパン戦略が決定いたしました。クールジャパンとは、外国人にとってかっこいいと捉えられる日本の製品や食、文化などのことですが、その中でも、映画やアニメ、漫画、ゲームなどのことを、総じてコンテンツ産業と呼ばれています。

このコンテンツ産業の海外展開した総額は、2022年段階で4.7兆円と、半導体産業や鉄鋼産業の輸出に匹敵する規模となっており、2033年までには20兆円を目標としております。このように、日本のコンテンツ産業は世界から注目されています。

また、このようなコンテンツを活用した観光誘客の取組として、ロケツーリズムやアニメツーリズムなどが注目されています。本県においても、ヒットした映画のロケ地があったり、

有名な漫画家の方などもおりますが、大きな誘客にはつながっておりません。

映画やアニメなどのコンテンツを活用した情報発信が、観光誘客においても重要であると考えますが、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私も映画は平均すると月10本ぐらい、比較的好く見ているほうだと思いますが、映画やアニメ等のコンテンツは、作品を通じて、そのロケ地や舞台となった地域の様々な情報が発信されることで、観光誘客や地域活性化につながるものと認識しております。

本県においても、大ヒットしたアニメ映画「すずめの戸締まり」の舞台ではないかということで、映画ファンの間で話題となった日南市には、言わば聖地巡礼ということで、新たな観光客が訪れていると伺っております。

また、9月に公開が予定されております「ベイビーわるきゅーれナイスデイズ」という映画がありますが、本県出身の女優、高石あかりさん主演の映画でありまして、「ベイビーわるきゅーれシリーズ」の3作目に当たります。

1作目、2作目を私も見ましたが、女子高生のまったりした日常と、キレッキレの殺陣が癖になる映画で、注目の3作目ということになります。

その映画を、宮崎フィルム・コミッションが撮影を支援しまして、宮崎県庁をはじめ、青島やニシタチなど、オール宮崎ロケで撮影が行われており、県では、この映画の公開に合わせて、SNS等でロケ地等の情報発信をすることとしております。

今後、本県を舞台とした映画やアニメ等のコンテンツを効果的に活用しながら、豊かな自然や食、神話などの魅力を発信し、本県の認知度向上や観光誘客に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 コンテンツ産業のフェス、また、ロケ地や他県を巻き込んだ聖地巡礼、海外展開など、実際に取り組んでいる行政の取組をもっと研究していただければと思います。

先日、ひなたサンマリスタジアム宮崎で開催された「ひなたフェス」では、4万人を超える動員があり、大きな経済効果がありました。

全国だけでなく、海外からの参加もあり、若者のパワーを目の当たりにしました。始まる前、終わった後のごみ拾いのボランティアも素晴らしい取組でした。演者の皆様も何度も宮崎のよさをアピールしてくださり、ファンである「おひさま」の皆様も「宮崎はいいところでした。来年もぜひ開催してもらいたい」とお話しされていました。

今回を機に、スポーツ施設を様々なイベントで活用してはどうかと考えます。

スポーツ施設をスポーツ以外のイベント等に活用することについてどのように考えているか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 議員からも御紹介いただきましたように、先週末の土曜日から2日間にわたり、ひなたサンマリスタジアムにおいて音楽ライブが開催されたところでありまして、その効果といたしまして、県内各地ににぎわいが生まれ、今後に向けて、施設の活用幅が広がったことを実感しております。

県教育委員会といたしましては、現在整備の進む各スポーツ施設を含め、まずは本県のスポーツ振興や競技力向上の拠点として、本来担うべき役割をしっかりと果たしていくことが重要であると考えております。

その上で、施設ごとの利用条件や利用状況等を踏まえつつ、今回得られた知見等も生かしながら、様々なイベントでの活用を視野に入れ、

施設の運営に取り組んでまいります。

○**今村光雄議員** ありがとうございます。すばらしい施設が国スポを機に完成しますので、国スポ後の施設活用は、様々な取組に目を向けて対応していただきたいと思います。

次に、女性の就業支援について伺います。

女性の社会進出は、少子高齢化による労働力不足への対応や、多様な働き方、育児基盤や制度の整備・充実などによる、女性だけでなく男性の職業に対する意識変化などの影響により、年々上昇しております。

さらなる上昇を目指すためには、本人に寄り添い、希望する就職ができるよう、サポートしていくことが重要と考えます。

そのため国では、マザーズハローワークなどを設置し、子育て世代の女性への就職窓口として、相談に乗ってもらっている間、子供が遊べる環境整備や、保育の都合に合わせて、じっくりと相談できるような体制を整えています。

九州においては、3つの県が設置しております。本県においては、みやざき女性就業支援センターにて、その対策を行っております。

それでは、県が設置するみやざき女性就業支援センターにおける取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○**商工観光労働部長（川北正文君）** 県では、令和2年度にみやざき女性・高齢者就業支援センターを開設したところですが、女性のより一層の就業促進を図るため、昨年度から女性部門を独立させ、みやざき女性就業支援センターとして運営を行っております。

センターにおいては、相談窓口を設置し、人材バンクを活用したマッチングや求人開拓、また、就職支援セミナー等を通じて、幅広い世代の女性が希望する多様な就業スタイルに寄り

添った、きめ細かな支援に取り組んでおり、相談件数及び就職決定者数は年々増えてきている状況であります。

引き続き、みやざき女性就業支援センターにおける取組などを通して、女性の就業促進を図ってまいります。

○**今村光雄議員** 子育て世代だけではなく、幅広い年代において伴走型の就業支援をしているということで、マザーズハローワークよりも、より手厚い支援をしていることが分かりました。

しかし、令和5年は、相談件数773件、就職した人数74名という状況で、今年度はさらに増えている状況であるとお聞きしましたが、まだまだ周知が足りておらず、さらに広げることができるのではないかと考えます。1日ずつ対応している都城や延岡の日数を増やしたり、セミナーやCMなどによる広報拡大の展開なども今後検討していただければと思います。

次に、アピアランスケアについて伺います。

がんやその治療に伴う外見変化によるがん患者の苦痛を軽減するケアのことでありますが、現在、医療用ウィッグなど様々な用品があり、人に会いたくない、外に出たくないといった精神的負担の軽減に大きく寄与しております。

しかし、しっかりしたものになると高額になる傾向があるため、購入が難しい状況にもあるそうでございます。

そこで、がん患者のアピアランスケアに対する県内の支援状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○**福祉保健部長（渡久山武志君）** アピアランスケアは、がん患者の治療に伴う脱毛など、外見変化による苦痛を軽減するケアとされております。治療を継続しながら社会生活を送る患者

が増加する中で、大変重要なケアとなってきました。

県では、がん治療の中心となる拠点病院等において、アピアランスケアについての情報提供、相談に応じる体制を整備しており、例えば県立宮崎病院では、ウィッグとか人工乳房などの見本を置いてありますほか、メーカーの無料相談、試着会等も随時開催いたしております。

また、県内3つの町や民間団体では、患者の経済的負担の軽減を図り、自分らしく社会生活を送れるように、ウィッグや乳房補整具の購入支援を行っております。

○今村光雄議員 がん治療は多額の費用がかかります。その観点からも、人数の問題ではなく、1人でも苦しんでおられる方がいたら支援していくべきではないかと考えております。

鹿児島県では、市町村にて補助をする場合の支援事業を行っておりますので、ぜひ本県におきましても、そのような取組を検討していただければと思います。

最後になりますが、RSウイルスワクチンについて伺います。

RSウイルス感染症は、生後1歳までに半数以上、2歳までにはほぼ100%が感染し、風邪のような症状が発症、症状が重たくなると、肺炎などへと進展することもあります。

うちの娘もRSウイルスに小さいときにかかりまして、小さな腕に点滴をするような状況がありました。低体重児の早産児や基礎疾患を有する小児等が重症化リスクが高く、生後6か月までは注意が必要とされております。

また、年齢に関係なく感染するため、肺炎のリスクを考えると、高齢者の方も注意が必要となります。そのため、ワクチンの研究が進み、昨年度によりやく薬事承認されましたが、その

接種についての県の考えを、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(渡久山武志君) RSウイルス感染症を予防するワクチンにつきましては、新生児や乳幼児、高齢者の発症予防を目的といたしまして、昨年度に薬事承認されております。

現在、ワクチンの安全性や有効性、費用対効果など、定期接種化の検討に向けた情報収集が国において進められておりまして、県といたしましては、その動向を注視してまいりたいと考えております。

○今村光雄議員 ありがとうございます。

今回も県民の皆様のお声を基に一般質問をさせていただきました。「大衆とともに」との立党精神を胸に、今後も現場の声を第一に、改善に向けて一步を踏み出せるよう、私自身も取り組んでまいりたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。(拍手)

○濱砂 守議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時0分再開

○野崎幸士副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、後藤哲朗議員。

○後藤哲朗議員〔登壇〕 (拍手) 皆さん、こんにちは。延岡市選挙区、自民党の後藤哲朗でございます。一般質問をさせていただきます。どうかよろしくご申し上げまして、早速質問に入ります。

まず初めに、知事の政治姿勢についてお尋ね

いたします。

宮崎県総合計画は、長期ビジョンとアクションプランで構成されています。アクションプランは、長期ビジョンに示す目指す将来像の実現に向けて、昨年度から令和8年度までの4年間に重点的・優先的に取り組む5つの重点プログラムを設定しています。

その重点プログラムの5では、「力強い産業の創出・地域経済の活性化」を掲げ、産業を支える多様な人材の確保・育成、新産業の創出と地域経済の活性化、稼げる農林水産業への成長促進を大きな柱としております。

私も、人口減少が進む中において、宮崎県が発展し続けていくためには、力強い産業の創出、地域経済の活性化が必要であると考えています。

そこで、本県の産業の活性化について、どのように取り組んでおられるのか、知事にお伺いいたします。

引き続き、知事にお尋ねいたします。

パリ五輪でメダルラッシュが続きました柔道の日本代表選手、その強さの裏で見せていただいた日本人らしい礼儀正しさに、「世界に日本人の礼儀正しさを見せられたと思う」という称賛の声が大きく広く上がりました。

柔道男子81キロ級、旭化成の永瀬貴規選手が、金メダル獲得まで、ほぼ指導をもらわず、決勝後も全方向に対し、おじぎをしながら、静かに畳を降りる所作には感動いたしました。

女子48キロ級で金メダルの角田夏実選手は、試合後、対戦相手と互いの健闘をたたえ合うと、畳に向かって静かに一礼をされました。その所作の美しさに、会場内外から称賛が相次いだそうです。日本人の持つ仁・義・礼の精神、倫理・道德感等の表れと感じ、誇らしく思った

ところでした。

しかし、その一方では、災害に便乗した悪徳商法や巧妙化・複雑化する特殊詐欺、いじめ、虐待等、目を覆いたくなる事件も後を絶たない状況であります。中でも、本県の特殊詐欺被害の現状では、昨年度の認知件数は52件であり、被害者の年齢構成は、65歳以上の高齢者が55.8%を占めています。

また、虐待をはじめとして、高齢者の尊厳が脅かされたり、必要な援助が行き届かなかつたりしている現実があります。

一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域共生社会の実現が求められている中、来週の16日には敬老の日を迎えます。

そこで、さらに高齢化が進む中、高齢者福祉施策は重要であると考えますが、知事のお考えをお伺いいたします。

以上を壇上からの質問といたしまして、あとは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

まず、本県産業の活性化についてであります。

人口減少が進む中であっても、本県の活力を維持しながら、さらなる発展を図るためには、稼げる産業の振興や県内企業の育成など、産業の活性化に向けた取組が大変重要であります。

このため県では、総合計画アクションプランにおいて、「力強い産業の創出・地域経済の活性化」を大きな柱の一つに掲げ、基幹産業である農林水産業の振興はもとより、地域経済を支える中小企業、小規模事業者への支援の充実に取り組んでおります。

さらに、産業の高付加価値化・成長産業化に

向け、フードビジネスや新産業の創出等を図るとともに、昨今の半導体関連産業の集積といった流れも捉えながら、市町村と連携した企業誘致を推進しているところであります。

あわせて、基盤となる多様な産業人材の確保・育成を進めており、大学等と連携した若者の県内定着をはじめ、デジタル人材の育成や外国人材の受入れ促進等にも取り組んでおります。

今後とも、経済団体や金融機関、支援機関等と連携しながら、県内産業のなお一層の活性化に努めてまいります。

次に、高齢者福祉についてであります。

私も、住んでおります地区の敬老会には、毎年、案内をいただいて参加させていただいております。最近では、高齢者も多いものことから、75歳以上の方に案内が行っているということでもあります。

お元気な皆様方の笑顔を拝見すると、長い年月、それぞれの人生を生きて、今の宮崎を築いてこられた方々が、これからも住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らし続けられるよう、知事として力を尽くしたい、そのような思いを新たにしております。

県では、今年3月に高齢者保健福祉計画を改定し、シニア向け就業相談窓口設置など高齢者が活躍する社会づくりや、認知症サポーターの養成など認知症施策の総合的な推進に、引き続き取り組むこととしております。

また、医療と介護双方のニーズを有する高齢者の増加が見込まれることや介護人材の確保が厳しくなる中でも、質の高いサービスを提供する必要があることなどから、医療と介護の連携強化や介護現場の生産性向上などの新たな視点を盛り込み、地域包括ケアシステムのさらなる推進に力を入れてまいります。以上であります。

す。〔降壇〕

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。本県の産業の活性化に向けて、様々な取組を進めておられるということですが、その取組内容や、その結果、どのような効果が得られたのか、広く県民の皆様に理解されるよう、あらゆる機会を捉え、分かりやすい指標を用いるなど、丁寧に情報共有しながら、より一層の取組を進めていただくようお願いいたします。

高齢者福祉施策につきましては、御答弁にありましたように、私も地域包括ケアシステム推進が重要と思います。また、先ほども今村議員から、地域包括支援センターに係る県の支援についての質問もありました。地域の状況に応じた地域包括ケアシステムの構築を進めていくため、地域包括支援センターが適切に運営され、地域ケア会議が効果的に実施されるよう、県としては支援を行っていく必要があると考えますので、どうぞよろしくようお願いいたします。

それでは、次に、中山間地域の振興についてお尋ねいたします。

本県は、児湯郡の3町、高鍋町、新富町、川南町を除く全ての市町村が中山間地域であるため、県全体の政策とほぼ一致する形となっております。特に山間部では、人口減少や少子高齢化に伴い、現在のサービスや機能を維持するのが難しくなっています。

そのような中、先日の武田議員の代表質問にありましたように、特定地域づくり事業協同組合制度、地域運営組織の形成等が中山間・特定地域の振興に大きく貢献していくものと考えております。

そこで、人口減少や高齢化に伴い、集落の行事や共同作業などの担い手不足が課題となっている中山間地域への支援として、中山間盛り上

げ隊の取組は大変貴重だと考えますが、令和5年度の取組状況を総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 中山間盛り上げ隊の活動は、地域の祭りや共同作業を通じて、集落の維持はもとより、隊員と集落との交流・連携が図られることで、交流人口や関係人口の増加につながり、中山間地域を活性化するものであり、これまでの取組の中で、隊員活動を通じて、集落との間に絆が生まれ、継続的な交流につながっているケースもあると伺っております。

近年、新型コロナの時期に活動ができなかったこともあり、集落からの要請件数、派遣人数とも落ち込んでおり、令和5年度につきましては、草刈り、海岸の清掃、神楽の運営など17件の要請に対しまして、延べ62名の隊員を派遣しております。

○後藤哲朗議員 新型コロナの時期に活動ができなかったこともあり、集落からの要請件数、派遣人数ともに落ち込んでいる状況とのことです。中山間地域を活気づけるためにも、一時的に落ち込んでいる中山間盛り上げ隊の活動をさらに活性化していく必要があると思っておりますが、今後の取組について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 中山間盛り上げ隊につきましては、近年、参加隊員の固定化や、実活動隊員数の減少が見られる状況にあります。

このため県では、隊員確保に向け、県政番組等での活動紹介のほか、新たに大学生に向けた呼びかけを行い、令和5年度の新規登録者数は26名と、例年より増加したところであります。

一方で、コロナ禍の中で、隊員との交流が途絶えた集落もありますことから、過去に盛り上げ隊を活用いただいた集落に対する呼びかけや、新たな集落の掘り起こしに取り組んでいく必要があると考えております。

県としましては、隊員活動を通じた集落の活性化を図るため、市町村や集落と意見交換をしながら、より効果的な情報発信等に取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 よろしく申し上げます。

次に、農政について5点お尋ねいたします。

東臼杵地域は、基幹的農業従事者の平均年齢は県内で最も高く、2045年の将来推計人口が2015年から6割減少する町村があるなど、急激な人口減少や高齢農業者のリタイアが懸念されています。担い手の減少や労働力不足から、産地の持続性が脅かされており、生産性の向上や分業生産体制の構築、農地の集約、生産基盤の整備など、地域特性に応じた産地革新の実践が待ったなしの状態だと考えます。

先ほどの中山間地域と同様に、生産力の減退に加え、集落機能や多面的機能の低下が危惧されています。

そこで、農業者が減少・高齢化する中で、都市近郊の農業地域における土地改良施設の維持管理に対する県の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 農業者が安心して営農を続けていくためには、水路や農道などの土地改良施設を適切に維持管理していくことが大変重要であります。

しかしながら、中山間地域のみならず、都市近郊の農業地域におきましても、農業者の減少や高齢化に加え、農地集積が進むことなどにより、土地改良施設の維持管理を行う人材が減少

していると認識しています。

このため県では、多面的機能支払交付金制度を活用し、農業者や地域住民などで構成する組織が取り組む水路の泥上げ、農道の補修などの地域の共同活動を支援しております。

今後とも、市町村と連携して、これらの取組を強化し、土地改良施設が適切に維持管理されるよう取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 多面的機能支払交付金制度を活用し、地域の共同活動を支援していかれるとのことですが、農業者の減少や高齢化などによる参加者の減少や、役員さんには事務負担等々あり、役員の成り手不足が顕著となっています。

そこで、多面的機能支払交付金制度の参加者確保や役員の成り手不足に対して、県はどのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 多面的機能支払交付金制度におきましては、農業者の減少や高齢化などによる、参加者の減少や役員を務める人材の不足が課題となっており、将来に不安を持つ活動組織が増加しております。

このため県では、参加者確保対策として、活動組織の広域化による集落の垣根を越えた活動への参加を推進するとともに、今後は、活動組織と企業やアルバイトなどとのマッチングも支援してまいります。

また、役員の人材不足対策として、土地改良区に加え、事務支援を行う団体への委託を推進し、役員の手続き負担軽減にも取り組んでまいります。

今後とも、活動組織が安心して取組を継続できるよう、引き続き市町村と連携して、積極的に支援してまいります。

○後藤哲朗議員 活動組織の広域化、集落の垣根を越えた活動への参加を推進、土地改良区に加え、事務支援を行う団体への委託の推進等の御答弁がありました。どうかよろしくお願ひ申し上げまして、次の質問に移ります。

県内の水田では、効率的で生産性の高い農業を目指すため、圃場整備への関心が高まっているように考えます。

そこで、県内の水田における圃場整備の取組状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 水田の圃場整備は、農地の区画拡大や、担い手への農地の集積・集約、高収益作物への転換など、スマート農業への対応も含め、効率的かつ生産性の高い農業の展開を図る上で大変重要であります。

県内では、県営事業による圃場整備を現在19地区で実施しており、加えて、団体営事業等による畦畔除去など、簡易な基盤整備にも取り組んでおります。

また、現在、地域計画の策定に向けて、各地域で話し合いが行われている中で、圃場整備への関心がより一層高まっていることから、今後とも、市町村や関係団体と連携し、水田の圃場整備に積極的に取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 次に、経営体育成基盤整備事業沖田地区の実施状況についてお尋ねいたします。

この沖田地区は、地元地権者、県の御当局をはじめ、地元の整備推進委員、市、土地改良区等の皆さんの長い年月の御苦勞のたまものにより、第1地区、第2地区と分割して事業採択されました。

この沖田地区の事業の実施状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 経営体育成基盤整備事業の沖田地区につきましては、受益面積131ヘクタールにおいて、圃場の区画拡大や、農道、用排水路等の整備を行う全体計画となっており、令和2年度と令和4年度に分割して事業採択され、基本計画や換地計画の策定を行っているところです。

このうち、令和2年度に採択された地域においては、換地計画の同意取得が完了し、現在、工事着手に向けた実施設計を進めており、実施設計が完了次第、工事に着手する予定としています。

今後とも、必要な予算確保に努めるとともに、市や土地改良区など地元関係者と連携しながら、早期完成に向けて取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 本当にこの沖田地区は大詰めを迎えたなという感じであります。5代ぐらい土地改良区の理事長が代わっておりまして、本当に長年の課題ですので、どうぞよろしく願います。

次へと移ります。

先日の新聞で、高齢化が進む中山間地域の米作りの省力化を図ろうと、県と西臼杵3町、JA高千穂地区本部などが、ドローンで種もみを空中から直接まく「直まき」の技術を確立されたとの報道がありました。この直まきへの転換で、苗作りや田植の労力を大幅に削減できるということです。

また、西臼杵3町の圃場9か所で試験栽培した結果、通常の移植栽培と比べ、ほぼ同じ収量を確保できるめどが立ったとのことでした。

そこで、ドローンを活用した水稻の直まき栽培について、評価や推進の考え方を農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） ドローンを活用した水稻の直まき栽培は、水田に直接種をまくことから、育苗や田植作業が不要となり、労力や資材等の生産コストの削減が図られます。

特に、区画が小さく、傾斜地に位置する水田が多い中山間地域については、田植機の移動の労力が不要となるなど、その導入効果が高いと考えております。

一方、収量を安定的に確保するためには、発芽に適した土の硬さや水の量を細かに調整するなど、一般的な水稻栽培とは異なる管理が必要となります。

今後とも、普及センター等による現地実証を踏まえ、栽培マニュアルの作成や研修会を開催するなど、生産者のニーズや地域の実情に応じた取組を進めてまいります。

○後藤哲朗議員 栽培マニュアルの完成を大いに期待させていただきます。

次に、防災・減災対策、備えについてお尋ねいたします。

先日、延岡で開催された「災害看護シンポジウム in 延岡」に参加させていただきました。

それには延岡・西臼杵地区と日向・東臼杵地区の医療・福祉・介護施設の職員や行政関係者が参加し、講演を通じて、大規模災害に対する備えや関係者による連携を深めるという内容がありました。

参加された県北地域のある医療機関の看護師さんからは、「災害時に関係機関との連携が取れず、不安がある」といった意見がありました。このシンポジウムは7月27日に行われており、その後の8月8日に日向灘の地震が発生したことを考えますと、本当にタイムリーなものとなりました。

さらに、8月28日から29日にかけては、台風

第10号が宮崎県に襲来し、県内至るところで大雨の被害や竜巻等の被害が発生しました。今後、南海トラフ地震を含め、大規模災害は本当にいつ発生するか分かりません。

そこで、災害が発生した場合に備えて、災害拠点病院を中心とした医療体制を構築することが重要と思いますが、県北地域の災害拠点病院の状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 災害拠点病院に指定されるためには、DMATの保有や、24時間、傷病者の受入れ、搬出ができる体制、自家発電機や水、食料の備蓄など、国が定めました運営体制や施設・設備に関する要件を満たす必要がございます。

県北地域の災害拠点病院は、これまで、県立延岡病院、千代田病院、和田病院、済生会日向病院の4病院でありましたが、令和2年に津波被害のおそれがない高台へと新築移転いたしました延岡共立病院を、先月、新たに指定いたしました。

今回の指定で、地理的にもよりバランスの取れた病院の配置となりましたので、今後も訓練等を通じ、近隣の医療機関等と顔の見える関係の構築を図りまして、県北の災害医療体制のさらなる充実につなげてまいります。

○後藤哲朗議員 県北地域の災害拠点病院の状況については理解できましたが、実際に大規模災害が起こった場合は、医療資源に限られる中であって、被災した病院全てが支援を受けられるとは限らないと思います。

そうなりますと、各病院が災害リスクに対する備えとして、事業継続計画（BCP）を策定する必要があるかと考えます。病院におけるBCPは、災害などの緊急時における診療機能へ

の影響を最小限に抑え、早期復旧を可能とするための準備態勢や方策をまとめたものです。

BCPを策定し、実践することで、被災しても早期の診療機能の回復につながることを期待できるため、災害時の地域医療体制を確保するために、BCPを策定することは大変重要であると考えます。

そこで、県内の病院におけるBCPの策定状況と今後の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 災害発生時には、医療従事者や医療資機材の不足、ライフラインの断絶などが想定される一方、傷病者を多数受け入れるなどの医療需要が高まる可能性が高いことから、医療現場におけるBCPは大変重要であります。

県内病院におけるBCPの策定状況は、令和5年9月時点で、災害拠点病院が100%、それ以外の病院につきましては35.6%となっており、近年の災害の発生状況を踏まえますと、病院におけるBCPの策定が急がれるところであります。

そこで、今月、県内病院に対して、国の手引や研修資料等を添えて、BCP策定の依頼を文書で行ったところであり、今後ともBCPの重要性について周知を図ってまいります。

○後藤哲朗議員 35.6%というのは、ちょっとあれですので、どうぞ御努力のほどよろしくお願ひいたします。

次に、福祉分野の災害対応についてお尋ねいたします。

令和2年の7月豪雨では、熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおいて、多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害が発生するなど、台風や豪雨による浸水被害等により、介護保険施

設等における犠牲者が相次いでいます。

とりわけ、その犠牲者の多くが高齢者となっていることから、災害発生時の避難等に特に支援を必要とする高齢者などの避難行動要支援者が安心して避難できるための体制整備や、避難所の確保等を行う必要があります。

そこで、介護保険施設等においては、災害発生時の備えが重要だと考えますが、どのような取組を行っているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 介護保険施設等におきましては、災害発生時に利用者の生命を守るとともに、サービス提供を早期に再開し、継続的に実施することが求められます。

このため、施設等には、非常時に備えて具体的な計画を策定し、関係機関との連携体制の整備や定期的な避難訓練等を行うことが、法令により義務づけられております。

また、この4月からは、災害時の業務継続計画（BCP）の策定が義務化されております。

県では、事業者に対し必要な研修を実施するほか、直接施設等に出向く実地指導におきまして、非常災害対策や業務継続に向けた取組を重点的に確認することにしております。

○後藤哲朗議員 本年の4月から、災害時の業務継続計画（BCP）の策定が義務化されたことですので、実地指導等よろしくお伺いいたします。

次に、無電柱化の推進についてお尋ねいたします。

国土交通省は、昨年8月に沖縄県で台風を原因とした停電が177時間続いたこと等を教訓に、無電柱化の着実な推進を図ることとしました。無電柱化推進計画に沿った管路整備（電柱撤去）を進めるため、優先区間の電柱撤去への集

中の投資、スピードアップとコスト削減を狙った包括発注方式、昼間施工の推進に積極的に取り組むこととしています。

地方自治体に対しては、無電柱化推進計画の策定を条件とする補助制度を周知し、観光地域では、本年度から共同管路方式による無電柱化も支援対象に追加しています。

そこで県では、無電柱化の推進に向けて、どのように取り組まれておられるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 無電柱化は、道路の防災性の向上をはじめ、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観形成の観点からも、大変重要な取組であります。

県ではこれまで、高千穂通りや県庁楠並木通りなど、緊急輸送道路や主要な駅周辺で、13路線、約14キロメートルの整備を行ってきたところです。

現在は、宮崎県無電柱化推進計画に基づき、市街地を通る緊急輸送道路の無電柱化を重点的に進めており、国道218号の延岡市祇園地区をはじめ、7路線10か所、約11.3キロメートルの整備を行っているところです。

県としましては、大規模な自然災害に備えるため、引き続き、電線管理者等と連携しながら、無電柱化の推進に取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 総務省と資源エネルギー庁でも、無電柱化の推進に取り組んでいるそうです。住宅開発に伴う新設電柱を抑制するため、水道やガス管路の整備時に電線管路を整備する工法と、電力管路と通信管路を同時に整備する工法を周知・拡大するとのことでした。

能登半島地震で電柱の倒壊が救急や復旧を難しくしたという指摘もあります。現在は、市街地を通る緊急輸送道路の無電柱化を重点的に進

めているということで、引き続き推進のほどよろしくお願ひ申し上げまして、次の質問に移ります。

国民健康保険制度についてお尋ねいたします。

国民健康保険、いわゆる国保は、国民皆保険の最後のとりでであり、県民の健康と安心に直結する大変重要な制度であります。

平成30年度に実施された国保制度改革により、県が国保の財政運営の責任を担っているところですが、県民の生活に関わる非常に大事な制度でありますので、国保を安定して運営していくことは重要な課題であります。

今後、被保険者数の減少等により、規模の小さな市町村は、財政運営がますます困難になっていくことが予想されております。国はこのような問題を解決するため、保険税水準の統一を全国的に進めているところであります。

そこで、本県における保険税水準の統一についての現状と今後の取組について、福祉保健部長にお伺ひいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 保険税には、個人や世帯に均等な負担と、所得や資産に応じた負担とがありますけれども、算出に当たり、どの項目をどの程度組み合わせるかや、税率等は、市町村ごとの長年の経緯もありまして、それぞれ異なっている現状がございます。

国は、国保運営の安定化等のために、市町村ごとに異なる保険税の水準を統一することを目指しておりまして、今年度、骨太の方針2024に明記するとともに、令和17年度までに完全統一するよう、都道府県に対し通知がなされたところです。

県では、令和2年度から市町村と統一に向けた協議を重ねてきておりますけれども、昨今の

国の動きを受けまして、統一の目標年度を定めて取組を加速化できるよう、今後、より一層、議論を深めてまいります。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。

続きまして、医療費の適正化についてお尋ねいたします。

本県の総医療費は、令和3年度概算で4,029億円、そのうち、国保の医療費は1,053億円となっており、被保険者の1人当たりの医療費は、全国平均を上回り、増加傾向にあります。

被保険者数の減少や高齢者割合の増加が見込まれる中、市町村国保において、持続可能な地域医療保険制度を維持していくためには、医療費適正化を進めることが必要であります。

その取組の一つとして、生活習慣病の予防や、早期発見・治療につながる特定健診の受診率の向上が考えられます。

そこで、市町村国保における特定健診の受診率の向上を図っていく必要があると考えますが、現状と県の取組について、福祉保健部長にお伺ひいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県内市町村国保における令和4年度の特定健診平均受診率は、全国平均と同じ37.5%でありまして、特定健診の重要性の認知度不足や、高齢者層に比べて、40代から50代までの受診率が低いなどの課題がありますことから、さらなる普及啓発や県全体の受診率の底上げを図る必要があると考えております。

このため県では、テレビCM、SNS等の活用や、医療機関から直接声かけいただくなどの取組を実施しているほか、昨年度からは、受診しない背景をAIにより推測いたしまして、それぞれ異なるメッセージ文による案内を送るなど、取組を強化しております。

今後も引き続き、市町村や医師会等の関係機関と連携しながら、こうした取組を継続いたしまして、受診率の向上を図ってまいります。

○後藤哲朗議員 ありがとうございました。

続きまして、地域経済の活性化、スタートアップについてお尋ねいたします。

スタートアップとは、先進的なアイデア・技術を強みに、新しいビジネスを創り出し、短期間で急成長を遂げる企業を目指す言葉で、IT企業が集中していたアメリカのシリコンバレーにおいて、新しく設立されたばかりの企業を総称する呼び方として使われるようになったと言われています。

国は、令和4年をスタートアップ創出元年と定め、今後5年間のうちに国内のスタートアップへの投資を増やすことを目的とした、スタートアップ育成5か年計画を策定し、人材・ネットワークの構築、資金供給の強化と出口戦略の多様化、オープンイノベーションの推進を計画の柱に据え、その担い手となる起業家の発掘や育成、投資に対する税制優遇などの支援施策を展開しています。

そこで本県では、スタートアップについて、どのような取組が行われているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 県では、スタートアップの創出と事業の急成長を支援するため、昨年度から、みやざきスタートアップ創出・成長促進事業に取り組んでおります。

この事業では、スタートアップの機運醸成に向けたセミナー等を開催するとともに、専門家による事業計画への助言や、資金調達のための投資家とのマッチングなどの伴走支援を行っております。

また、今年度からは、スタートアップ企業が

有する技術を活用した実証試験に取り組むため、これに協力する企業とのマッチングを実施することとしております。

これらの取組を通じ、企業の成長を促進し、本県の経済発展や雇用の創出、地域の活性化等につなげてまいります。

○後藤哲朗議員 引き続きお尋ねいたします。

スタートアップ企業は、新しいアイデア・技術に基づいて、新たなビジネスモデルを創出し、イノベーション（変革）を起こして、社会経済に貢献することを強く意識していると思います。引き続きの御支援をよろしくお願いいたします。

さて、先日の地元新聞に、みやざきスタートアップ創出・成長促進事業の今年度のキックオフイベントについて掲載がありました。

記事によりますと、本県のスタートアップに関する取組や県内のスタートアップ企業について、「ひなたスターズ」という愛称で呼ばれているようであり、このイベントでは、スタートアップ企業の経営者の体験談などが披露されたようです。参加された皆さんにとっては、貴重な時間になったのではないかと思います。

そこで、県が支援するスタートアップ企業の事業概要とスタートアップへの期待について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 昨年度は、県内のスタートアップ企業3社に対し、伴走支援を実施しております。

その事業概要であります。1社は、特殊かつ高効率な炭製造技術の実用化を進める企業であり、また1社は、電源が不要なアロマ拡散シートを製造する企業、もう1社は、生育の早い幼虫の養殖技術を独自に確立し、畜産飼料等に加工する企業であります。

先端技術の進展が目覚ましく、変化の激しい時代の中で、スタートアップは、力強い産業と魅力ある仕事を創出するための重要な担い手になると考えております。

本県から生まれたスタートアップ企業「ひなたスターズ」が、世界を目指し成長することにより、地域経済の活性化につながることを期待しております。

○後藤哲朗議員 3社の御紹介がありました。1社、生育の早い幼虫の養殖技術を独自に確立し、畜産飼料等に加工する企業とありましたが、スーパーワームという幼虫・昆虫を量産するというので、この昆虫を原料として、畜産の飼料等として活用されることにより、畜産が盛んな本県の経済の活性化、波及効果も期待されますし、かなり全国から注目を浴びている会社だと、そのように伺っております。ひょっとしたら、ユニコーン、大企業へと発展していくことを期待したいと思います。

それでは、次に、九州自然歩道の活用についてお尋ねいたします。

九州自然歩道は、国が計画策定を行い、1980年（昭和55年）に全線開通した、7県にまたがる約3,000キロメートルにも及ぶ長距離自然歩道であり、その整備や維持管理については、多くが各県に委ねられております。本県にも約370キロメートルの九州自然歩道があり、高千穂から霧島までを1本につないでおります。

しかし、開通当初は注目が集まったものの、時間の経過とともに人々の関心は薄れ、台風、大雨、地震等の自然災害の被害を受け、復旧や維持管理が行き届かない区間が出ており、十分に活用ができていない状況にあります。

このような中、本年4月の観光立国推進閣僚会議において、環境大臣より、総理をはじめと

する関係閣僚の前で、全国10か所の長距離自然歩道の活用の方向性が報告されました。

資料によりますと、本年は、長距離自然歩道の第1号である東海自然歩道の開通50周年など、ロングトレイルのメモリアルイヤーとされており、この機会を捉え、ロングトレイルの利活用を促進するとされています。

中でも、東北4県、青森、岩手、宮城、福島の太平洋沿岸をつなぐ全長1,025キロメートルの「みちのく潮風トレイル」は、人気のロングトレイルとして多くのハイカーが訪れ、新たなハイキング文化の発信地として期待されているそうです。

そこで県では、九州自然歩道の活用について、どのように考えておられるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 本県の九州自然歩道は、高千穂町から高原町まで、14市町を經由する全長約370キロメートルの歩道であり、豊かな自然や美しい景観を体感することができます。

近年、アウトドアブームや健康志向の高まり等により、歩く旅を楽しむロングトレイルが注目されており、県内の自然公園や景勝地を巡ることができる九州自然歩道は、国内だけでなく、海外からの誘客も期待されることから、観光振興や地域活性化に積極的に活用してまいりたいと考えております。

また、そのためには、老朽化した転落防止柵などの施設や、倒木、落石などの自然災害の発生に伴い、整備が必要な箇所について、計画的に補修や維持管理を行い、利用者の安全確保を図る必要があると考えております。

○後藤哲朗議員 活用の方向性をお伺いしましたので、それでは、九州自然歩道の利用促進の

ための今後の取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 九州自然歩道については、今年度から、九州自然歩道利用環境整備事業により、利用促進の取組と歩道の維持管理を行うこととしております。

利用促進の取組としては、ホームページやSNSを活用し、季節ごとの見どころや楽しみ方など、利用者目線の情報発信を行うとともに、県内外のロングトレイルクラブ等を招いたイベントを開催し、九州自然歩道の魅力を紹介してまいります。

また、維持管理については、全線を調査し、利用者が多い箇所や危険度の高い箇所を優先的に補修するなど、効率的な整備を行います。

このような取組により、本県の貴重な地域資源である九州自然歩道のさらなる利用促進を図ってまいります。

○後藤哲朗議員 「県内外のロングトレイルクラブ等を招いたイベントを開催し、九州自然歩道の魅力を紹介してまいります」という、ありがたい御答弁がありました。ロングトレイルは、長く歩く旅の魅力という観点から、自然豊かな本県の新たな観光資源になり得るんじゃないかと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、里山等における自然景観の保全への取組についてお尋ねいたします。

本県は、九州の南東部にあって、南北最大約165キロ、東西最大約75キロの南北に長い形で、総面積の約76%が林野となっています。県北部には祖母・傾山地、その南東部には、大崩山地、行懸山地があります。熊本県境には、九州の尾根と言われる九州山地が連なります。中央部東には尾鈴山地、南西部には霧島山地、南

部には、鶴戸山地、日南山地があります。

それらの自然豊かな山地の人里に近い低山地域に里山があります。里山は、特有の生物・生育環境として、また、食料や木材などの自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域です。

しかし、里山の多くは、人口の減少や高齢化の進行、産業構造の変化により、里山林や野草地などの利用を通じた自然資源の循環が少なくなることで、大きな環境変化を受け、里山における生物多様性は、質と量の両面から劣化が懸念されています。

そこで、里山における森林等の景観保全に向けた県の支援について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 森林景観を保全していくためには、地域住民や行政、企業、団体など、多様な主体の取組が大変重要であります。

このため県では、森林（もり）づくりへの県民等の理解と参加を促すため、県民ボランティアの集いの開催や、ボランティア団体等の森林（もり）づくり活動に対する支援などを行っております。

また、若者を対象とした林業現場の見学や、森林環境教育サポーター育成研修の実施など、将来の森林（もり）づくりを担う人材の育成にも取り組んでおります。

里山の森林等は、美しい景観を生み出すだけでなく、憩いの場にもなっておりますので、先人が守り育ててきた豊かな森林を、県民共有の財産として後世に引き継いでいくため、今後もしっかりと保全してまいります。

○後藤哲朗議員 豊かな森林により生み出される景観が将来にわたって保全されるよう、いろ

いろな活動に積極的に取り組んでいかれるという答弁をいただきました。ありがとうございます。よろしくお祈りします。

引き続きお尋ねします。

里山等における放置竹林、荒れた竹林には、疑問といいますか、何か対策はないのかという御意見をよくお伺いします。

そのような中、延岡メンマという特用林産物として加工品を作り、放置竹林対策に頑張っている事業者さんがいます。先日は地元紙に紹介されましたが、小林市の須木でも、放置竹林対策として須木メンマに挑戦するため、延岡メンマのオーナーに指導をいただいたそうです。県内各地から相談があるということは、放置竹林対策に取り組もうとしている表れだと思います。

熊本県では、荒れている里山林の手入れや機能の維持・保全活動を行いたい、高密に侵入した孟宗竹やササなどを除去したい、森林整備のための歩道を造りたい、鳥獣害防止柵を設置したいとの要望に応えるために、国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業を積極的に活用しているとお聞きしました。

そこで、この森林・山村多面的機能発揮対策交付金の事業概要について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 森林・山村多面的機能発揮対策交付金は、里山林の保全や山村の活性化を図るため、地域住民や森林所有者等が協力して行う里山林の保全管理や資源利用のための活動に対し、都道府県や地域協議会を通して、国が支援を行うものであります。

この交付金の具体的な支援対象は、風倒木等の除去などの里山林の保全活動や、荒廃した竹林の伐採・除去などの竹林の整備活動などで、交付金を活用する際は、3年間の活動計画等を

作成の上、本県にあっては、地域協議会の事務局である宮崎県森林林業協会に申請する必要があります。

なお、令和5年度は、県内で13団体が交付金の採択を受け、倒木の除去や竹林整備、鳥獣害防止対策に取り組まれております。

○後藤哲朗議員 今回も、台風第10号で増水した各河川から海へ流れ出た大小の流木（流れ木）が海岸に多量に打ち寄せられましたが、その中でも、竹、竹材が結構な量を占めています。放置された竹林対策の効果は、いろいろな面が出てくると思いますので、どうぞよろしくお祈りします。

次に、地域の景観の象徴的な存在である巨樹についてお尋ねいたします。

以前、ケヤキ並木、楠並木、巨樹やガーデニングで有名な京都府立植物園を訪れ、公園管理担当者の府の職員さんの方にお話を伺う機会を得ました。

「宮崎から来ました」と言いましたら、「宮崎県庁前の楠並木通りは、園内の楠並木よりすごい」と言われました。また、「宮崎はさすが鹿児島と並んで、神話の国、鎮守の森、神社に巨樹がたくさんありますね」と言われました。うれしい限りでありましたが、ふだん何げなく見ている県庁楠並木、延岡春日神社の大楠等は、人によっては魅力ある観光資源の一つになり得るのではと思った次第です。

ところで、県環境森林課が作成していますパンフレットのキャッチコピーを紹介いたします。「かつて、すべての森には山神がいた。それが残っているのが、宮崎県である。宮崎県は森の国。森の深さの主人公が木々たち。そのなかでも巨樹は、森の神の化身」とあります。

そこで、地域の景観の象徴的な存在である巨

樹について、そのPRへの取組について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県内各地にある巨樹は、地域の景観のシンボリックな存在であり、文化や観光の振興に重要な役割を果たしていることから、県では、巨樹を緑の文化財として後世に引き継いでいくため、各地域から代表的な巨樹を100本選定しております。

選定した巨樹については、その由緒や伝承されている推定樹齢などの情報を発信するため、標柱や看板を設置するとともに、巨樹の周遊ルートやグルメ情報等を掲載したパンフレット「みやざき新巨樹100選」を作成・配布し、県民へのPRを行っているところです。

今後とも、地域の宝である巨樹を広く県民に再認識していただき、守り育む意識の醸成を図ってまいります。

○後藤哲朗議員 先人から受け継いだ名木等、緑の文化財の保護・保全を図り、県民共有の財産として健全な姿で引き継いでいくことは重要なことだと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

次に、美しい宮崎づくりの推進についてお尋ねいたします。

先人が守り育ててきた森林はもとより、文化的価値のある名木や本県のシンボルであるフェニックスなどは、美しい景観を創出する上で、かけがえのない資源となっており、観光面においても、景観保全上、宮崎らしさを演出するなど、重要な役割を担っています。

魅力あふれる「観光みやざき」の創生の一翼を担う都市計画課美しい宮崎づくり推進室では、美しい宮崎づくりの推進にどう取り組んでおられるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県では、美しい宮崎づくり推進条例に基づき、推進計画を策定し、「景観による地域のブランド力向上」「景観を生かしたおもてなし」「宮崎を美しくする人づくり」の3つの重点施策を掲げ、取組を進めております。

具体的には、SNS等を活用した本県の観光地や美しい景観に関する情報発信、活動団体への知事表彰、セミナー、ワークショップによる普及啓発、人材育成などに取り組んでおります。

また、景観の磨き上げに取り組む団体の活動や、将来の担い手となる子供たちの景観学習に対して支援を行っております。

今後とも、愛着と誇りの持てる美しい宮崎づくりの推進に取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 美しい宮崎づくりには、県民一体となった景観を生かしたおもてなしの取組が必要であり、3年後に控えている国スポ・障スポ等を通じて、県民の機運を高めることで、この取組が将来へのレガシーとなっていくものと考えます。

そこで最後に、美しい宮崎づくりにおける景観を生かしたおもてなしに対する知事のお考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の美しい景観は、悠久の歴史により育まれた多様で豊かな自然景観はもとより、岩切章太郎氏の理念と、それに呼応して、全国に先駆けて制定された沿道修景美化条例による取組に加えまして、45年前の宮崎国体で高まった県民のおもてなしの心により育まれた、まさに宮崎の宝であり、県民共有の財産であります。

優れた自然景観に、おもてなしの心にあふれた人の営みが加わっていること、そこが重要な

点であろうと考えております。

3年後に迫った国スポ・障スポでは、県民とともに、競技会場や沿道等を花で彩る花いっぱい運動を展開することとしております。

美しい宮崎づくりにおいても、この機会を捉え、県民意識のさらなる高揚につながる取組を一体となって進めてまいります。

このような取組により、本県ならではの美しい景観をさらに磨き上げ、世界に誇れる美しい宮崎を将来の世代に引き継いでいくことが、新たなレガシーになるものと考えております。

今後とも、景観を生かしたおもてなしの取組が県内に広まり、「観光みやざき」のさらなる魅力につながっていくよう、県民の皆様と一緒にしっかり取り組んでまいります。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。

「おもてなしの心」という言葉は、本当に大事な好きな言葉ですが、実は前回の国体後、宮崎市都市整備部公園緑地課さんが取り組んでいました「春夏秋冬 365日 宮崎花回遊マップ」や、橘通りの植栽、花壇の手入れ、それから宮崎駅から高千穂通りの植栽等々、前回のレガシーがずっと残っていると、そのように伺っている次第です。

また、延岡市も前回の国体の後、花と緑のまちづくり推進室を設けるなど、この大会を盛り上げた後も続いているということで、今、知事の御答弁にありましたように、本当にレガシーというのは大事だなと、そのように思っています。どうかよろしく願い申し上げまして、早いですけれども、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○野崎幸士副議長 次は、日高博之議員。

○日高博之議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。自民党の日高博之です。

まず、台風第10号で被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げます。

私の地元日向市では、河川の氾濫や冠水被害は発生しなかったものの、道路の路肩崩壊、海岸への多量の流木の漂着被害などが発生し、私はいち早く災害現場の視察を行いました。

日向市では、9月17日からWSL世界サーフィン大会が開催されることもあって、流木等の除去作業が間に合うのか心配されましたが、海岸管理者である日向土木事務所、北部港湾事務所の迅速な対応により、大会に支障はないとのことであります。県土整備部長、ありがとうございます。

また、この災害で幹線道路の復旧作業に昼夜問わず御尽力されている建設業協会の皆様方に心より感謝を申し上げます。

そして、今朝、私の地元、ヤクルトの青木選手が引退というニュースが入ってきました。彼は、実績も人柄もどれを取っても宮崎の誇りだと私は思っております。次期監督としても期待されますので、エールを送りたいと思います。「のり、21年間ありがとう」。(拍手)

それでは、通告書に従い質問してまいります。

知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

先月公開された監査結果では、おおむね適正に処理されていると認められました。しかしながら、18機関について、組織によるチェック不足及び担当者の認識不足や失念を主な原因とした、支出事務や契約事務等における遅れや誤りなど、22件の是正、または改善が必要である事項が認められました。

特に、私が着眼した点は、毎年のように指摘されております、上司による部下への的確な指導が不十分な点、職員の異動に伴う引継ぎの徹

底を怠っている事案が多数見受けられる点、この2つの指摘事項については、行政運営、人事が大きく絡んできますので、県庁組織の根幹を揺るがしかねないことであると考えております。

ひいては、知事の指導力、リーダーシップが問われると思いますが、このことについて、知事の見解をお伺いいたします。

次に、知事会の活動についてお伺いいたします。

知事は、全国知事会の地方税財政常任委員長、今年4月からは九州地方知事会長と、知事会において要職を担われており、関係会議への出席、国への要望等の公務が、以前に増して多くなっていると感じております。

私は、4期目となった知事が知事会で要職を務めることで、知事会での発言力が増し、人口減少問題、東京一極集中の是正などに対して、より一層、知事会をリードし、活躍されることを心から期待しております。

しかしながら、要職も務めていることで、いわゆるまとめ役、調整の役割も大きくなってまいりますので、知事が知事会で頑張っていることが県民に伝わりづらくなっているのではないかとということも危惧しております。

そこで、知事は、全国知事会や九州知事会での活動内容をどのように県民に伝えていくのかお伺いいたします。

以下の質問は質問者席から行います。(拍手)

[降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、県庁の組織運営についてであります。

先日、議員も含む監査委員の方々より、監査結果の報告を受けたところでありまして、その

中で、財務会計事務に関し、毎年度、同様の事務処理誤りが発生していること等を踏まえ、組織的な業務の進行管理、異動に伴う引継ぎの徹底等の審査意見をいただいたところでありました。

県では、適正な業務の執行を組織的に徹底することにより、行政サービスに対する信頼確保を図るため、令和2年度から内部統制制度を導入し、不適正な事務の早期発見や未然防止など、リスク管理に取り組んでいるところであります。

その結果、監査による指摘の件数が減少するなど、一定の成果が見られる一方で、車検切れ公用車の使用や個人情報の漏えいなど、県民の信頼を損なう事案が発生しております。このことを重く受け止めております。

私は内部統制の最高責任者でありまして、職員的意思決定や行動様式を大きく左右する立場であることを改めて自覚したいと考えております。

議員から、青木選手について言及がございました。御自身も安打製造機として素晴らしい業績を残されるとともに、毎年、チーム青木ということで、自主トレも率先して取り組んでおられまして、後継の育成という面でもリーダーシップを発揮しておられる、まさに本県が生んだ最高の野球選手の1人であると考えておるところであります。

こうした青木選手のリーダーシップにも学びながら、この内部統制の取組を私もしっかりと先導し、県民の信頼を得られる組織運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、知事会活動についてであります。

私は、令和2年11月に全国知事会の地方税財政常任委員長に就任して以来、地方全体の税財

源の確保・充実等を図るため、都市部、地方部、それぞれの声が様々な意見がある中で、本県や全国の実情を踏まえた提言書を取りまとめ、政府・与党に対して、国の予算等に反映するよう強く訴えてまいりました。

また、本年4月からは、本県の知事としては初めて九州地方知事会長に就任し、九州各県に共通する課題についての議論や国への要望活動等を行っております。

このように、私が知事としての任期を重ねることにより、知事会の要職を担わせていただいているということは、本県が九州の中で、そして全国の中で、より存在感を発揮する絶好の機会であると考えておりますし、私も国や他県と仕事をする中で、とても仕事が今やりやすい、そういう状況にあると考えております。

県民の皆様にも、知事会の意義や活動内容を御理解いただくことは、大変重要であると考えております。

今後とも、これらの活動を通じて、本県のさらなる発展につながるよう取り組み、様々な広報手段を活用して発信するとともに、様々な県民の皆様との対話など、あらゆる機会を捉え、私の言葉で知事会の活動についてもしっかりと伝えてまいります。以上であります。〔降壇〕

○日高博之議員 監査については、同じような指摘を繰り返さないようにお願いします。これがないと内部統制がどうしてもならず、確立はなかなか難しくなるので、よろしく願いいたします。

次に、知事会の活動についてですが、先ほど発言で、様々な広報ツール、自分の声でということでしたが、やはり知事の活動が一番県民に伝わるのは、メディアに出て何ぼだというふうに思っております。

私は知事に、全国知事会の地方税財政常任委員長としても、もっと存在感を発揮していただきたいと思っております。

知事は地方税財政常任委員長として、昨年度も定額減税に伴う減収の補填や臨時財政対策債の圧縮など、地方一般財源総額の確保に御尽力されましたが、今の地方財政の大きなテーマは、東京都に税源が集中している状況を是正すること——税源の偏在是正にしっかりと取り組んでいくことだというふうに思っております。

7月の東京都知事選、8月の全国知事会議以降、東京一極集中是正に対する小池知事の反論がマスコミに取り上げられていることが多くなってきていると感じております。

知事には、小池知事の発言に負けずに、しっかりリーダーシップを発揮して地方の意見を取りまとめ、この偏在是正の議論を前に進めていただきたいと思っております。

そこで、知事は、全国知事会の地方税財政常任委員長として、税源の偏在是正に今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 全国知事会では、かねてから、地方税の充実とともに、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を国に求めてきております。

これまで、地方法人二税において、累次の偏在是正の措置が講じられてきたものの、依然として人口1人当たりの税収額で大きな格差があります。最小の奈良県に対して、最高の東京都が5.9倍、大きな格差がここにあります。

また、地方税収が過去最高を記録するなど増加傾向にある中で、この格差がさらに広がることも懸念されます。

このような中、今年の地方税財政常任委員会の場や全国知事会議においては、東京都との子

育てに係る行政サービスの格差から、税源の偏在是正を求める発言が相次ぎ、また、東京都からの反論の発言もありました。

また、それより以前は、東京都に隣接する3県の知事から国に対し、特に子育てのサービスにおいて、大きな格差が生じているということでの税源の偏在是正を求める要望などもあったところでもあります。

私は、こうした偏在是正を求める声の高まりを受け止め、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて取り組むべきことを国への提言として取りまとめ、福井で行われた全国知事会議の場で、総務大臣への要望を直接行ったところでもあります。

今後、地方税財政常任委員長として私が先頭に立って、偏在是正の議論が前に進むよう、政府・与党関係者に強く訴えてまいります。

○日高博之議員 力強い発言だったと思うんですよね。はっきり言って遠慮は要りません。東京都から財源を分捕ってくるんだと、そういう意気込みで、偏在是正を必ず勝ち取ってほしいと思っております。常任委員長の立場は、知事が力を発揮するチャンスだと思うんですね。ですから、キャラが違う、何が違うとかじゃなくて、県民103万人が背中に乗っかっているんだと、その発言だと思って、しっかりと発言していただきたいというふうに思います。

次に、子ども・若者プロジェクトでは、令和8年に合計特殊出生率1.8以上を目指すこととなっていますが、直近の出生率は1.49と、かなり厳しくなっています。

こういった人口減少対策は、単なる子育て政策にはとどまりません。まちづくり、県土づくりの在り方、あるいは国レベルでは、国土政策にもつながるような重いテーマであります。

子ども・若者プロジェクトを推進するプロジェクトチームは、福祉保健部が所管となっていますが、1つの部が所管する域を超えて、さらに一段上の分野横断的な取組であり、全庁を挙げて、当事者意識を持って取り組む必要があると考えます。

例えば、病院局の経営状況を監視する県立病院事業点検プロジェクトチームを立ち上げ、副知事をトップに点検に取り組んでいるように、子ども・若者プロジェクトもより高いレベルで進めてもいいくらいの大きな課題であると思いますが、知事のお考えをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 現在、本県が比較的強みを有する3つの分野で、日本一という高い目標を目指してプロジェクトを進行しております。

子ども・若者、グリーン成長、スポーツ観光、それぞれ重要な取組であり、また、いずれも部局の枠を超えた取組が求められますので、推進に当たっては、本格展開のスタートとなります今年4月、全庁的な情報共有や部局間の連携強化を目的としまして、私をトップとします日本一挑戦プロジェクト推進本部を設置したところでもあります。

この3つの分野の中でも、議員御指摘のとおり、子ども・若者プロジェクトにつきましては、本県の人口減少対策の根幹をなす、とりわけ重要な分野であると考えております。

昨年の出生数や出生率の大幅な落ち込みを踏まえますと、さらなる危機感を持って、より踏み込んだ対策が必要であると考えております。

このような認識の下、引き続き、私自身がプロジェクトの進捗にしっかり目配りをしますとともに、これまでの枠にとらわれない施策の構築を図るべく、部局間の連携を促し、庁内の知

恵を結集しながら、目標の達成に向けて、強い覚悟と責任感を持ってプロジェクトを推進してまいります。

○日高博之議員 知事を筆頭に、強い覚悟の下、取り組まれるということですので、全庁各部をリードして、しっかり成果を出していただきたいというふうに思います。

ところで、人口減少・少子化対策の強化を図る上では、若者、特に女性の流出が著しい現状を踏まえた、さらなる対策が不可欠であり、このような課題ももちろん部局横断的に検討を急ぐべきであります。今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 子ども・若者プロジェクトでは、出会い・結婚や子育て支援など、主に自然減の面から対策を図っておりますが、少子化・人口減少に歯止めをかけるためには、民間有識者による人口戦略会議も指摘しているように、女性や若者の県内定着など、社会減対策の取組強化を併せて図ることが不可欠であります。

しかしながら、女性や若者流出の背景には、人々の価値観はもとより、魅力的な雇用の確保や多様な働き方の実現など、様々な課題が存在し、その解決には、あらゆる方面からのアプローチが必要であると考えております。

このため、庁内に部局横断的なワーキンググループを設置し、現状分析や課題の整理を進めるとともに、若手や女性、子育て中の有志職員を募り、当事者としての感覚や視点を踏まえた意見交換も行うなど、新たな施策の構築に向けて、現在、鋭意検討を進めているところであります。

今後、子ども・若者プロジェクトにも、このワーキンググループの成果を位置づけながら、

女性や若者が生き生きと暮らし、働き続けられる宮崎を実現するため、官民一体となって取り組んでまいります。

○日高博之議員 新たな取組で、若手職員を中心にワーキンググループを設置するとのことですが、これはよいアプローチだと私は思っているんですね。あとは、このワーキンググループが機能するかしらないか、ここなんですよね。これは私の案ですけれども、管理職が型にはめないとか口を出さない、これが大原則であって、成功への道だと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、本県の財政についてお伺いいたします。

年々増加する社会保障関係費や依然として続く物価高騰への対応など、今後も財政需要の増大が見込まれる中、本県は、県税等の自主財源に乏しく、地方交付税等の依存財源が大半を占める脆弱な財政構造となっております。

一方、先日、監査委員として、令和5年度の決算審査意見書を知事に提出しましたが、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標であります健全化判断比率は、いずれも問題ない数値が出ております。

特に、経常的な収入に対する借入金残高等の大きさを表した将来負担比率は、全国5番目によかった令和4年度とほぼ同じ水準を維持しており、将来をも通した安定的な財政運営が行われているものと考えております。

知事もこれまで財政の健全化は維持されているという認識を示されていますが、改めて本県の財政状況をどのように捉えているのかお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 本県では、平成16年に財政改革推進計画を策定して以降、20年間にわ

たり、全庁を挙げて、歳入・歳出の両面から不
断の取組を進めるなど、身の丈に合った財政運
営を行ってきたところであります。

令和5年度決算見込みにおきましても、国民
スポーツ大会関連施設の整備等によりまして、
実質的な県債残高は若干増加したものの、財政
の健全性は十分維持されております。

一方、本県は、地方交付税等の依存財源が歳
入の大きな割合を占める脆弱な財政構造にあり
ます。民間の賃上げ等を踏まえた人件費の増や
金利上昇に伴う公債費の増など、急激な社会・
経済情勢の変化等による新たな財政需要にもの
確に対応していく必要があります。

そのため、全国知事会の地方税財政常任委員
長や九州地方知事会長という立場も最大限活用
し、国に対して必要な財政支援を求めるととも
に、例えばコロナで大きく影響を受けた公立病
院事業、本県もそのような状況にあります。全
国の同じような声を束ねて、国に対して提言
を行ったところであります。

引き続き、長期的な見通しを踏まえた財政運
営を行い、財政の健全性を維持してまいります。

○日高博之議員 知事、要するに、財政は健全
だが、新たな財政需要が起きた場合には、対応
に懸念がまだ残るということだと思っております
が、その点について、先ほど答弁されたよう
に、知事が地方税財政常任委員長などの要職に
あるうちに、一般財源総額の確保、また、税源
の偏在是正をしっかりと国に求め、解決を図っ
ていただきたいというふうに思います。

その上で、先ほど、子ども・若者プロジェク
ト、また若者・女性向けの政策の充実について
お伺いしましたけれども、これに限らず、本県
の将来を考えると待ったなしの大変重要な局面

を迎えており、いかにど真ん中の攻めた施策を
打つのか、また、そこに踏み込んだ予算をつけ
ることができるのが極めて重要であると考え
ております。知事の見解をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 現在、通常の予算とは
別に、宮崎再生基金を総額55億円、日本一挑戦
プロジェクト推進基金を30億円措置しまして、
コロナ禍からの再生や急速に進む人口減少、物
価高騰などの難題に対応しつつ、本県の強みを
生かして、新たな高みへと押し上げていくた
め、部局間の連携の下で様々な施策に取り組
んでおります。

さらに、激甚化・頻発化する災害に対応する
ため、県土強靱化のための公共工事や各種防災
・減災対策については、継続的に予算を上乗せ
しているところでありまして、一定の成果も見
られております。

これらの別枠予算については、本県の状況や
国の動き等を踏まえながら、これまでにな
大胆な発想で事業を構築するよう、各部局へ指示
しているところであります。

コロナの5類移行によりまして、社会・経済
活動が一気に正常化し、価値観の多様化も進む
中で、県民の思いに応える、議員の表現であり
ますと「ど真ん中」の施策に、私自身の判断の
下、必要な財源を措置することができるよう、
しっかりと取り組み、成果を出してまいります。

○日高博之議員 そうですね。ど真ん中でいい
んですよ。打てるものは打ってみろというこ
とで、しっかりやってほしいなど。実を言うと、
今までにない積極的な知事の答弁に感銘してお
ります。ど真ん中の施策、思い切った財源の措
置を期待したいと思います。総務部長、財政課
長、ひとつよろしく申し上げます。

次に、私学振興についてお伺いします。

令和5年現在、県内には2万8,356人の高校生がおり、約3割に当たる9,232人が私立学校に通っています。

県内の私立学校では、それぞれの建学の精神の下、生徒一人一人の個性を尊重しながら、先生方の熱心な御指導や保護者の皆様方の温かい支援によって、多様化する教育ニーズに応える指導がなされています。

こうした私立学校の特色ある取組と実績は、県民にも高く評価されており、本県学校教育の一翼を担う私立学校の役割は、今後とも重要になってくるものと考えております。

私立学校の経常的経費については、私立学校の教育条件の維持向上、学校経営の健全性向上、保護者の負担軽減を目的に、各都道府県において財政措置が講じられており、本県でも私立学校等に私立学校振興費補助金が給付されております。

しかしながら、昨今の物価・燃料費の高騰などは、私立学校に大きな影響を与えており、そのような中、私立学校では、保護者の負担を鑑みると、なかなか授業料の引上げに踏み切れないところでもあります。

宮崎県の私立学校の場合は、令和4年で見ますと、この私立学校振興費補助金の生徒1人当たりの交付金が34万9,910円と、全国平均35万5,466円よりも少なくなっています。

そこで、私立学校の経常的経費に対する補助の拡充について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県では、私立学校の学校経営の健全性を高めるとともに、魅力ある学校づくりを支援するため、国の補助金を活用しながら、人件費や運営費などの経常

的経費への補助を行っております。

令和5年度の高等学校に対する補助につきましては、生徒1人当たり35万4,027円を交付しており、さらに令和6年度におきましては、35万8,148円の交付を予定しているなど、年々増額を図ってきております。

加えて、昨今の物価高騰等の影響を緩和するため、令和4年度以降、臨時的に光熱費等への支援を行ってきております。

今後とも、私立学校教育の振興を図るため、効果的な支援に努めてまいります。

○日高博之議員 部長、ありがとうございます。県立でも、私立でも、マンモス校でも寮が老朽化していて、なかなか建て替えができないとか、寮食も、スポーツをする部活動生徒のカロリーが不足していて、なかなかフィジカルの強さがつけれない、弱まっているという、保護者、またOBの切実な声を聞いておるところでございまして、必要な予算の確保をぜひお願いしたいと思います。

次に、教育の質を持続向上させるためには、高い能力を有する教員を確保することが重要となることから、近年、公立学校においても、教職員不足の解消が重要な課題であり、それは私立学校においても同様です。

教職員の確保については、その魅力を発信していくことも大事ではありますが、それ以上に、勤務環境や給与など、処遇改善を行うことも重要な手段であると考えております。

私立学校に勤務する教職員のベースアップについては、各学校の責任で実施するものでありますが、先ほど述べたとおり、物価・燃油費の高騰により経営が圧迫される中、授業料への価格転嫁が厳しい状況にある私立学校では、ベースアップ分の財源確保に苦慮しているところで

あります。

そこで、私立学校の教職員の給与のベースアップへの補助について、県の考えを総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 私立学校におきまして、優秀な教職員の確保を図ることは、本県教育の振興のために重要であると考えております。

このため県では、私立学校教職員の給与への支援につきましては、先ほど申し上げました経常的経費への補助の中で対応してきており、毎年度補助金の増額を行ってきております。

このような中、国におきましては、今後の人件費のアップにも適切に対応できるよう、来年度予算におきまして、補助金を増額する方針が示されております。

今後とも、必要な予算の確保に努めるとともに、知事会等とも連携を図りながら、私立学校への必要な支援につきまして、国に対し要望を行ってまいります。

○日高博之議員 部長、ありがとうございます。ぜひお願いします。

さて、昨今、教育現場を取り巻く状況を鑑みますと、さきに述べた教職員不足の問題、いじめや不登校の問題、遠隔学習や通信制教育、ICT教育への対応など、時代とともに大きく変化していると感じております。

こうした社会の変化や子供たちが抱える問題については、県としても、公立・私立の垣根を越えて、一緒になって課題解決に取り組むべきではないかなと考えております。

宮崎県では、宮崎県公立高等学校連絡協議会を毎年開催し、公立・私立双方の関係者が出席し、主に公私の定員調整について協議していると聞いております。

そこで、宮崎県公立高等学校連絡協議会について、会議の活性化に向けて、どのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 宮崎県公立高等学校連絡協議会は、公立と私立の高等学校における諸課題について協議し、連絡調整を図るため、昭和55年に設置され、定員調整をはじめとする事項について協議が行われてきております。

このような中、御指摘のとおり、近年の社会情勢の変化に伴い、ICT教育の充実、いじめや不登校への対応など、公私が連携して取り組むべき課題が増えてきております。

この協議会は、公私の関係者が一堂に会する貴重な機会でありますので、この場を活用して、様々な課題につきまして、より積極的な議論が行われるよう取り組んでまいります。

○日高博之議員 ぜひ積極的な議論が行われる場を望んでおります。

次に、専門学校についてお伺いいたします。

専門学校は、社会の変化に即応した実践的な職業訓練、専門的な技術教育等を行う教育機関として発展してきました。

グローバル化や少子高齢化の進展に加え、Society 5.0の実現に向けた大きな産業構造、社会構造の変化が予測されている中、我々は持続可能で活力ある社会を目指していかなければなりません。今後、そのためには、様々な分野で専門的な知識や実践的な職業教育、質の高い技術教育を行う専門学校の役割は、ますます重要であると思います。

本県におきましても、令和5年5月1日現在で、専門学校31校に約3,500人が在籍しており、医療や福祉、ICTなどの様々な分野のスペ

シャリストを育成するための専門的な技術教育や、様々な資格教育に向けた教育など、多様な教育が実施されております。

また、卒業生のうち、就職希望者の約7割が県内に就職するなど、本県の産業を支える人材の育成に重要な役割を果たしているものと考えております。

そこで、専門学校に対する県の支援について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 議員御指摘のとおり、専門学校等は、本県の産業を支える人材の育成・確保に重要な役割を果たしております。

このため、県といたしましては、専門課程に対しましては、教育備品や授業料減免への補助を、高等課程に対しましては、人件費等の経常的費用への補助を行っているほか、専門学校等に在籍する学生を対象に、奨学金の返還支援も行っております。

加えて、卒業生の県内定着を図るため、企業と連携した実践的な教育を行う課程に対する支援につきましても、現在、検討を行っております。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、専門学校の振興に取り組んでまいります。

○日高博之議員 また10月に、私ども自民党会派と私学専門学校等との意見交換がありますので、さらに議論を深めていきたいというふうに思っております。

最後になりますが、社会情勢の変化に伴い、私立学校が本県の学校教育に果たす役割もより重要になってきているのではないかと考えております。

今日も傍聴に私学専門学校の方が多数来られていることを踏まえて、総合政策部長、それか

ら教育長も歴任されました日隈副知事に、本県の私立学校の今後の在り方についての強い思いをお伺いいたします。

○副知事（日隈俊郎君） お話にありましたように、近年、少子化のさらなる進行や人々の価値観の多様化など、社会情勢が大きく変化する中で、グローバル人材の育成、ICT教育の充実、いじめや不登校への対応など、学校教育に求められるニーズは、ますます多様化・複雑化してきております。

私は、次代を担う子供たちが、一人一人の個性や能力を伸ばし、豊かな人生を切り開いていくためには、多様な学びの選択肢を提供していくことが大変重要であると考えております。

このような中、私立学校におかれましては、それぞれの学校の教育方針に基づき、学力の向上をはじめ、スポーツや芸術、多様な職業教育など、特色あるカリキュラム編成により、児童生徒それぞれの特性等に応じた多彩な教育を提供していただいております。

今後、本県の教育の質的向上と未来を担う人材の育成に取り組む中で、私立学校の役割はますます重要になってまいります。私は、各私立学校のさらなる取組に大いに期待しているところでありまして、私立学校のより一層の支援・振興に努めてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 これまで日隈副知事は、私学振興に熱心に取り組まれてきておりますので、私学の要望が全体的に前進するようお願いしたいというふうに思います。

次に、保育士の養成についてお伺いいたします。

県内の保育所の関係者との意見交換会で、保育士の確保に苦慮しているという話がありました。その中で、県内の保育士養成施設に、今

後、募集停止を予定している施設があるとも聞きました。これでは保育士の確保はますます困難になるのではないかと、職場もかなり心配しております。

県は、子ども・若者プロジェクトとして、生み育てやすい県づくりを目指しており、幼児保育環境の充実に向けた保育士の確保は、重要な課題であると考えます。

そこで、県内の保育士養成施設の現状と、施設の中に、今後、募集停止の動きがあることについて、県の認識を福祉保健部長にお願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 指定保育士養成施設は、現在、県内に4施設ありまして、今年5月1日現在で630名の学生が在籍しております。

また、保育施設へ就職した卒業生のうち、県内で就職した方の割合が8割を超えているなど、本県における保育士確保に大きく貢献していただいております。

このような中で、一部の施設が募集を停止する見込みとお聞きしております、保育人材の確保がさらに厳しさを増すのではないかと懸念を抱いております。

○日高博之議員 若者、特に女性の県外流出が大きな課題とされており、卒業生の約8割が県内就職している養成施設の役割は非常に大きいというふうに部長も答弁されております。

そのような施設が減少していくことは、人口減少対策、社会減対策の観点からも問題であり、何らかの手を打つ必要があると感じております。そもそも施設が募集停止するのは入学者が減っているからで、中高生など若者に保育士の魅力が伝わっていないことも要因ではないでしょうか。

また、他県では、修学資金の貸付けの上乗せや、所得制限を撤廃している例もあると聞いております。このような側面的な支援を検討していくことも必要と考えます。

そこで、保育士確保の観点から、養成施設の学生確保に向けた今後の対応について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 未来を担う子供の健やかな育ちを支える保育士の確保は大変重要でありますことから、県では、経済的事情を有する学生を支援するために、昨年度は宮崎県社会福祉協議会を通じまして、84名に修学資金の貸付けを行っております。

貸付要件につきましては、国の考え方を踏まえて運用しておりますけれども、他県の事例も参考にしながら、その在り方を今後検証してまいります。

また、国への処遇改善要望など、保育士の魅力向上のための取組を続けますとともに、これから職業を選択する若い世代に対しまして、子供の成長を身近で感じられる喜びなど、そのやりがいを積極的に発信してまいります。

○日高博之議員 他県の事例も参考にしながらという言葉がありました。部長、期待していません。

次に、盛土規制法についてお伺いいたします。

来年5月に盛土規制法に基づく規制区域の指定を予定されていると聞いておりますが、県土整備部長にお伺いいたします。

盛土規制法の規制開始に向けた取組状況についてお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県では、盛土規制法に基づく規制区域の指定に向けて、県内各地で説明会を開催するとともに、市町村長へ

の意見聴取やパブリックコメントを行ってきました。

また、県民に法の趣旨や内容を理解していただくため、引き続き、県、市町村の広報紙など、各種媒体を活用した広報活動や、関係団体等への説明を行ってまいります。

さらに、盛土規制法に係る業務を効率的に行うため、許可、申請手続等を一元的に管理するシステムの構築や、衛星画像を活用した危険な盛土等を監視するシステムの導入を検討しているところです。

今後とも、関係部局と連携し、盛土規制法の円滑な運用開始に向けて準備を進めてまいります。

○日高博之議員 盛土規制法は、宅地、林地、農地等、土地の用途にかかわらず、全国一律の基準で包括的に規制区域を指定するものであります。不法・危険な盛土をなくして、法の実効性を高めることが重要と考えます。

一方で、都市、森林、農地等の公共3部がそれぞれ所管している区域と、その区域の保全等を目的とした法律に、都市計画法、森林法、農地法等があり、盛土規制法の規制が開始しても、各部がそれぞれ所管している区域の保全、法律の運用は、各部が引き続き行っていかなければなりません。

このことから、盛土規制法の運用にあっては、県土整備部が中心となりながらも、環境森林部、農政水産部が主体的に関わっていく必要があります。

職員が不足している中でありますが、盛土規制法の実効性を高め、県民の安全・安心な暮らしを守るためには、市町村はもとより、土木事務所、農林振興局が主体的に連携して対応することが重要と考えます。

各部が所管している区域における盛土規制法の実効性を高めるための取組について、公共3部の部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 盛土規制法の運用開始後は、これまで林地開発許可の対象外で、市町村への伐採届のみで行うことができた小規模な林地開発行為についても、盛土規制法の対象となります。

環境森林部としましては、手続に漏れが生じないように、盛土等の開発行為を伴う届出情報を市町村と共有する体制を整えるなど、連携を強化するとともに、森林組合や森林所有者等への法制度の周知を徹底し、危険な盛土の発生防止や監視に取り組んでまいります。

引き続き、関係部局や市町村、関係団体等と十分に連携を図り、法の実効性を高めるための取組をしっかりと進めてまいります。

○農政水産部長（殿所大明君） 農地における盛土等の規制につきましては、法の趣旨や手続などについて、農家の方々の理解を深めることが大変重要であります。

このため、農政水産部では、農業改良普及センターや農業委員会、JA等を通じて、確実な周知に取り組むこととしております。

また、農業委員会が行う農地パトロール等により、不法、または危険な盛土等が発見された場合、安全性を確保できるよう、必要な措置を講じてまいります。

引き続き、関係部局はもとより、市町村や関係団体と十分に連携して、法の実効性を高めるための取組を進めてまいります。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県土整備部が所管します区域では、盛土等による災害を防止するため、市町村と連携してパトロールを行い、危険な盛土等が確認された場合には、指導

や是正措置を講じてまいります。

特に、都市部においては、家屋の建築に伴う盛土等が相当数見込まれますことから、建築確認の申請者に対し、盛土規制法の手続を行うよう周知しますとともに、建築確認の審査時には、手続の有無を確認することとしております。

今後とも、市町村や関係団体と連携を強め、盛土規制法の実効性を高めるための取組を進めてまいります。

○日高博之議員 各部が主体的に取り組んでいくと、連携という言葉が各部長から出てきました。環境森林部長、本当に安心しました。ありがとうございます。

やはり盛土規制法の運用に当たっては、危険な盛土等を規制するだけでなく、宅地、林地、農地をしっかりと守るという観点から、県土の保全、県民の安全・安心な暮らしの確保に向け、各部がそれぞれ果たすべき役割は非常に大きいと改めて認識しました。

そこで、盛土規制法の運用に向けて、公共3部がそれぞれ主体的に役割を果たし、連携することは重要と考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 台風や地震など度々自然災害に見舞われる本県におきまして、今この法律が議論された背景であります、熱海市で発生したような危険な盛土による災害で、県民の生命・財産が失われることは、決してあってはならないと考えております。

私は、盛土規制法の制定に向けた検討会に、地方を代表する委員として参加したところであります。そもそもこの盛土規制というものが、様々な省庁、法制度にまたがる分野であるということで、国民の安全・安心のための仕組みづ

くりというものを強く国に求めたところであり

ます。
熱海のような事例は、割と都市部での残土というものが、その周辺で盛土として危険な形で処理されていたということですが、災害リスクの高い本県にとりましても、盛土等の安全対策は大変重要であると考えております。

この法律は、宅地、森林、農地等の保全を目的としたそれぞれの法律により盛土等を規制していたものを、一律の基準で、隙間なく包括的に知事の権限において規制するものであるため、関係する3部はもとより、市町村を含め、これまで以上の強い連携が必要であると考えております。

危険な盛土等による災害の発生を未然に防止し、県民の生命・財産を守るため、来年5月からの盛土規制法の運用に向けて、県全体でしっかりと取り組んでまいります。

○日高博之議員 ぜひお願いします。この法律は、知事の責任が非常に重くなってくるので、この後は、組織体制の在り方もしっかりと検討してもらって、実効性のあるものにしていただきたいと思っております。

次に、へべすについてお伺いします。

日向市では、物産や観光と絡めた日向のへべす消費拡大プロジェクト会議や、法人による大規模園地での栽培も始まっています。

また、先月の9月6日はへべすの日で、令和3年には記念日にも登録されました。黒霧島も同じらしいです。

ちょうど今の時期が露地栽培の出荷最盛期となっており、今年は花が多く咲いたが、やや着果が少なく、大玉傾向と聞いております。

平成28年から県内全域に生産を拡大する方針が示され、北諸県地域では栽培面積が増えたと

聞いております。

そこで、へべスの生産拡大の状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） へべスの生産は、平成28年以降、日向市に加え、都城市、宮崎市など、計14の市町に産地が拡大するとともに、主産地の日向市では、新たに耕作放棄地を活用した大規模園地の整備が行われてきました。この結果、令和5年の栽培面積は44ヘクタールと、平成28年から19ヘクタール増加しております。

県では、さらなる生産拡大のための新たな苗木の植付け等の支援、栽培技術向上のための各産地合同の研修会や出荷基準の徹底に取り組んでおります。

今後は、生産体制を強化するために、県域の部会設立を後押しするなど、へべスの生産振興に取り組んでまいります。

○日高博之議員 部会ができるということですので、引き続き、生産者の方々としっかりと取り組んで進めてもらいたいと思います。

県内各地で産地の拡大が進めば、生産量も増えてくると思います。へべスはみやざきブランドの認証商品となっており、産地と一体になった販売の取組が行われております。県内はもとより、県外での認知度をさらに向上させることが販売の拡大に必要であると思います。

そこで、さらなるブランド化に向けた販売対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 今後、へべスの生産量の増加が見込まれる中、需要拡大が大変重要であり、より多くの方にへべスの魅力を知っていただく取組を進めております。

具体的には、県内や首都圏等の飲食店におい

てフェアを開催し、へべスのオリジナルメニューを味わっていただくなど、認知度向上に取り組んでおり、年々参加する飲食店や消費者が増加しております。

今後は、これらに加え、関係団体と連携し、出荷のない時期のニーズに応える冷凍カットへべスの商品化や、調味料等の加工食品の開発とともに、海外も視野に入れた販路開拓等の新たな取組への支援を積極的に進めてまいります。

○日高博之議員 へべスが日向市のみならず、県の魅力ある特産品として全国的なブランドになる、世界に発信できるという答弁を前に郡司元副知事からもらっていますので、ぜひよろしくお伺いいたします。

次に、都市計画についてお伺いいたします。

近年、多くの地方都市では、住宅や店舗等の郊外立地が進んだことで市街地が拡散し、地域産業の停滞も相まって、中心市街地の衰退やまちの空洞化が深刻化しております。

人口減少が急激に進み、税収が減少していくという厳しい財政状況の下で、公共インフラはもとより、医療・福祉・商業や公共交通など、県民の生活を支えるサービスの提供が将来、困難になりかねない状況にあり、こうした時代の変化を常に見極め、的確に対応を行うことが行政に求められます。

そこで、行政や生活サービスの維持向上など、持続可能な都市経営を行うため、急激な人口減少が進む中で、今後の都市計画をどのように進めていくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 人口減少が急速に進展する中、県では、都市計画における基本方針に基づき、生活サービス機能と居住が集約され、拠点間が利便性の高い公共交通で結ば

れた「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めております。

このまちづくりを推進するため、市町が行うまちづくりの将来ビジョンを示す立地適正化計画の策定や、計画に位置づけられた歩行空間や拠点施設等の整備について、国との調整や助言を行うなど、積極的に支援しております。

今後とも市町と連携し、人口減少下において、県民が安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて取り組んでまいります。

○日高博之議員 国交省は「コンパクト・プラス・ネットワーク」ということでやっております。せっかく都市局には、ナンバー1とナンバー2、うちに関係する方が2人おられますので、そこをしっかりと使ってというか、連携して、宮崎に先進事例を持ってきてください。お願いします。

一方で、人口減少の時代を迎え、空き家等の問題が社会問題となっております。まちづくりを進める上でも、その対応が求められます。

空き家、空き地の発生は、雑草の繁殖やごみの投棄などの原因となり、環境や景観の悪化をもたらすだけでなく、ある研究では、周辺の不動産価値の低下につながり、空き家が1件増加すると、80メートル以内の住宅価格を9%減少させると言われております。

このように、増え続ける空き家の対策は、快適でコンパクトなまちづくりを進めていく上でも重要であります。

そこで、空き家対策の実施主体は市町村でありますけれども、県としてどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県内の空き家は、人口減少等を背景に増加しており、適切に

管理されていない空き家は、生活環境の悪化やまちづくりにも深刻な影響を及ぼす重要な問題であります。

空き家対策は、法律により、市町村が空き家等対策計画を策定し、活用や除却などの対策を行い、県は市町村に対し、助言等を行うこととされております。

このため県では、市町村空き家連絡調整会議を設置し、市町村間の連絡調整や情報提供など、計画策定の支援や問題解決に向けた取組を行っているところです。

今後とも、快適でコンパクトなまちづくりの実現に向けて、市町村と連携を図りながら、空き家対策の推進に取り組んでまいります。

○日高博之議員 ありがとうございます。

次に、都市の暑熱対策について、佐藤副知事にお伺いいたします。

近年の気候変動により、都市の年間平均気温が上昇し、連日、熱中症警戒アラートが発表されるなど、命を脅かす猛暑日が続いております。今日も出ております。

国によりますと、猛暑日の増加により、2017年から2022年の6年間において、自然災害による死者数は1,059名であるのに対して、熱中症による死者数は7,359名と、およそ7倍となっております。人々の多く集まる都市での対策が必要ではないかと考えております。

先日、元副知事であります、現在、国土交通省都市局に在籍されております鎌原宜文審議官が来県され、本県市街地における猛暑の実態について視察され、審議官からは「国において気候変動への対応を重点的に推進する」と伺ったところであります。

まちなかに人を呼び込むためには、都市環境の安全性、快適性を向上させる必要があると思

いますが、猛暑が続く中、都市の暑熱対応をどのように進めていくのか、佐藤副知事にお伺いいたします。

○副知事（佐藤弘之君） 気候変動に伴う地球的・国家的規模の課題に対応するため、国土交通省においては、まちづくりGX（グリーントランスフォーメーション）の施策の重点取組のテーマに、新たに「猛暑の中でも安全・快適に暮らせる都市環境の形成」を位置づけ、まちなかでのクールスポットの創出など、暑熱対策を重点的に支援することが示されたところです。

県では、今年度より着手する高千穂通りの整備において、透水性の高い舗装材の使用、それから木陰を活用した休憩施設の設置、そういった暑さに配慮した居心地のよい歩行空間を創出することとしております。

議員がお話しされたとおり、元副知事の鎌原審議官が先日、本県の猛暑の実態について視察され、高千穂通りも視察されました。暑熱対策について、様々なアドバイスをいただいたところです。具体的には、県と市、それから民間が一体になってまちづくりをやるのが大事だということで、この連携が非常に大事だというようなアドバイスなどをいただいたところです。

今後も、国の支援を活用しながら、多くの人が集まる街路や都市公園などの暑熱対策に取り組む、安全で快適に暮らせるまちづくりを進めてまいります。

○日高博之議員 佐藤副知事も湿度が高い宮崎の夏は2回目だと思うんですね。暑さは相当ありますよね。副知事がひいきにしている阪神甲子園球場は、今年、暑さ対策で、入り口のゲートにミスト噴霧器をつけて、アルプススタンドにも、そういうこともしておりますので、縦じまですから、どうかよろしくお願いま

す。

今後、この暑熱対策については、私、今日はお出し、問題提起ということで、次の議会では、坂口先生のほうがしっかりと深掘りをされる予定になっておるとお思いますので、私が勝手に決めて申し訳ないんですけども、よろしくお願い申し上げます。

次に、東九州自動車道の休憩施設についてお伺いします。

東九州自動車道は、平成28年4月に北九州市から宮崎市までつながり、さらに令和5年3月には日南市までつながったところであり、東九州地域の産業・経済・文化の一体的発展や地域間の交流・連携の推進、さらには、救命救急や災害対策に大きく貢献しております。

しかしながら、地元の方々と話す中で、「高速道路ができて便利にはなったけれども、サービスエリアやパーキングエリアが川南にしかなく、不便だよ」という言葉を度々聞きます。

また、物流業者からも、2024年問題として、連続運転時間の上限があるため、4時間以内に休憩を取る必要があり、休憩施設が少ない東九州自動車道は利用しにくいとの声も聞きます。

東九州自動車道は、北川はゆまから川南パーキングまでの約65キロの区間で、休憩施設が設置されておられません。福岡や大分方面から観光や仕事で来県された方々が、安全・安心に東九州自動車道を利用していただくためにも、休憩施設の整備が急務と私は思っています。私としては、中間付近である日向インター付近が適地ではないかなと考えております。

そこで、東九州自動車道の休憩施設整備に向けた取組について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 東九州自動車道は、御指摘のとおり、北九州市から日南市までつな

がってきたことによりまして、沿線では企業立地が増加しているほか、物流や観光等で様々な効果が現れてきております。

その一方で、北川はゆまから川南パーキングエリアまでの約65キロの区間に休憩施設が整備されていないため、利用者の利便性や交通事故防止など、大きな課題が残されております。

そのため、これまでも東九州自動車道沿線の4県1市で構成される建設促進協議会などの場におきまして、ミッシングリンクの解消や暫定2車線の4車線化など高速道路の早期整備に加えて、休憩施設の充実も財務省や国土交通省などに要望してきたところであります。

私も東九州道を北に向かってずっと走っていると、ちょうど日向市辺りでぱっと視界が開けて日向灘を見渡すことができる、ああいう場所に休憩室ができればいいなと思うんですが、なかなか適地がないという課題に直面しているところであります。

先月、大阪のNEXCO西日本本社を訪ね、東九州自動車道における休憩施設の実情について意見交換を行い、整備に向けた検討を要望したところでありまして、会社からは、九州における重要な課題であるというような認識も示していただきました。

今後とも、私が先頭に立ち、休憩施設の必要性を訴え、安全・安心な高速道路整備の実現に向けて取り組んでまいります。

○日高博之議員 知事の思いも分かりました。去年、知事と一緒に、NEXCOの社長に要請したことも覚えております。ぜひお願いしたいと思います。土捨場があるかないかなので、今、日向土木事務所のほうで、高速道路ができた場合も土捨場は用意しろと言っています。多分すると思いますので、そういうこともしっか

りと考えて、4車線化と併せて、休憩施設の整備もNEXCOに強い要望をお願いしたいと思っています。

次に、国道327号永田工区についてお伺いいたします。

国道327号は、日向市をはじめ、日向入郷地域にとって、国土強靱化、災害時の復旧・復興輸送道路などの重要な役割を担うとともに、国内有数の森林資源を有する入郷地域から、今や木材輸出の一大拠点となった細島港への木材供給を支えるなど、地方創生にも寄与する大変重要な道路であります。

しかしながら、国道327号の切通地区では、道路沿いの広範囲にわたって土砂災害警戒区域に指定されていて、大雨の際に土砂災害による通行止め等が度々発生し、安定した通行の確保といった面での脆弱性が大きな課題となっております。

これらのことから、私は、国道327号の永田地区から「道の駅とうごう」までの区間の早期事業化が必要だと考えます。

そこで、永田地区から「道の駅とうごう」までの区間の事業化について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(桑畑正仁君) 国道327号の永田地区から「道の駅とうごう」までの区間が整備されますと、災害発生時にも安定した通行が確保されますとともに、東九州自動車道や細島港へのアクセス性が向上し、企業の誘致や雇用の促進が期待されます。

当区間の事業化に当たっては、整備延長が長く、急峻な地形であるため、橋梁やトンネルなどの大規模構造物が必要となり、多額の費用が見込まれるなど、解決すべき課題があります。

県としましては、施工中の永田バイパスの早

期整備に努めるとともに、現在実施中の概略設計において、経済性や利便性などを考慮した道路計画の検討を進めてまいります。

○日高博之議員 様々な課題を解決してもらえれば結構だと思います。

次の質問で半導体関連の誘致の話をするんですけども、企業誘致にはやっぱりアクセス道路というのが必ず必要です。国土交通省がよくストック効果と言うんですけども、それもやってもらいたいと思っています。

また、国道10号の延岡道路が4車線化と、結構盛り上がっていたんですが、最近、何かトーンダウンしているような気がしてなりません。これは積極的に要望していかないといけない。来年要望に上げないと、この区間はなかなか厳しいんじゃないですかね。これは通告に上げていませんから、道路関係は何でもしっかりと予算をつけてやっていただきたいなと思っています。

次に、半導体関連企業誘致についてであります。

6月補正で議決した半導体関連企業誘致加速化事業は、市町村の工業団地整備に向けた調査に要する経費を補助するものであり、造成等のハード整備に要する経費は対象となっております。

ハード整備には多額の経費がかかるため、市町村にとって大きな負担となることから、整備後に長期間、売れ残ることがないように、確実に、そして可能な限り早く売却しなければなりません。

そこで、市町村が整備する工業団地の早期分譲に向けて、半導体関連企業の積極的な誘致活動が必要であると考えますが、県の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 半導体関連企業誘致加速化事業により、市町村の工業団地整備の動きがスピードアップしており、完成後の工業団地が早期に売却されるよう、半導体関連企業に対する誘致活動を強化しております。

具体的には、国内外の半導体関連企業等への訪問やトップセールスを行うとともに、海外向けパンフレットの作成やセミコンジャパン等の展示会への出展等により、工業団地の整備状況を含めた本県の立地環境をPRすることとしております。

今後とも、市町村ともしっかり情報共有を図りながら、工業団地の早期分譲に向け、積極的な誘致活動を展開してまいります。

○日高博之議員 宮崎県は工業団地があんまりないんです。だから、しっかりその辺も踏まえながら、市町村と連携してやってほしいなと思っています。

最後です。生活道路の速度規制についてお伺いいたします。

住宅地などの道幅が狭い、いわゆる生活道路は、これまで標識区間を除き、車は時速60キロまでの走行が可能でしたが、再来年の9月から、生活道路での法定速度を時速30キロまで引き下げること、政府は令和6年7月23日に閣議決定しました。

そこで、生活道路の法定速度が時速30キロとなる道路交通法施行令の改正の概要と県警の取組について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 改正の概要は、中央線のない一般道路の法定速度を現行の60キロ毎時から30キロ毎時に引き下げるものであります。歩行者や自転車の安全確保を目的としております。県警では、道路管理者と連携しつ

つ、周知活動に力を入れる方針です。

なお、中央線のない郊外の道路などにつきましては、地元の方々の意見も聞きながら、例えば40キロ毎時といった法定速度を上回る指定速度規制につきましても、交通実態を踏まえて検討いたします。

○日高博之議員 ぜひ柔軟な体制で、住民の意見を尊重しながらお願いしたいというふうに思います。

時間が来ましたので、以上で終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

○野崎幸士副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、17日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時53分散会

